

令和 9 年 度

鹿児島県公立高等学校 入学者選抜実施要綱

鹿児島県教育委員会

令和 9 年度公立高等学校入学者選抜関係日程

月	日	曜	事 項	
十 月	4	金	・ 県内「学区外高等学校入学志願許可申請」「高等学校入学志願学区指定申請」の市町村教委締切(必着)	
	5	土		
	6	日		
	7	月		
	8	火		
	9	水		
	10	木		
	11	金		
	12	土		
	13	日		
	14	月		
	15	火		
	16	水		
	17	木		
	18	金		
	19	土		
	20	日		
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木		
	25	金		
	26	土		
	27	日		
	28	月		
	29	火		
	30	水		
	31	木		
	一 月	1	金	(元日)
		2	土	
		3	日	
4		月	・ 県外からの「学区外高等学校入学志願許可申請」の県教委締切（正午必着）	
5		火		
6		水		
7		木		
8		金	▲ 楠隼高等学校入学者選抜願書受付	
9		土		
10		日		
11		月	(成人の日)	
12		火		
13		水		
14		木		
15		金	▼ 楠隼高等学校入学者選抜願書締切(消印有効)	
16		土		
17		日		
18		月		
月		19	火	▲ 推薦入学願書・帰国生徒等特別入学者選抜及び連携型中高一貫教育校(喜界高校・与論高校)入学者選抜入学願書受付
		20	水	
		21	木	
		22	金	
		23	土	
		24	日	

月	日	曜	事 項
一 月	25	月	・推薦入学願書・帰国生徒等特別入学者選抜及び連携型 中高一貫教育校(喜界高校・与論高校)入学者選抜入学 願書締切(正午必着)
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	・保護者の転勤に伴う入学志願の特例締切(正午必着)
	30	土	
	31	日	
二 月	1	月	
	2	火	・楠隼高等学校入学者選抜 ・推薦入学者選抜・帰国生徒等特別入学者選抜 ・連携型中高一貫教育校(喜界高校・与論高校)入学者選抜
	3	水	
	4	木	↑ 願書受付
	5	金	・楠隼高等学校入学者選抜合格者発表
	6	土	
	7	日	
	8	月	・推薦及び帰国生徒等合格者内定 ・連携型中高一貫教育校(喜界高校・与論高校) 合格者 内定
	9	火	
	10	水	↓ 願書締切(正午必着)
	11	木	(建国記念の日)
	12	金	*出願者数公表
	13	土	
	14	日	
	15	月	↑ 出願変更受付
	16	火	
	17	水	
	18	木	
	19	金	↓ 出願変更締切(正午必着)
	20	土	
	21	日	
	22	月	*最終出願者数公表
	23	火	(天皇誕生日)
	24	水	
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	

一般入学者選抜（学力検査）

3月3日(水) 国語、理科、英語

3月4日(木) 社会、数学

3月9日（火）追加の選抜

合格者発表

3月12日（金）午前11時以後

第二次入学者選拔

願書提出 3月17日(水)から3月18日(木)正午(必着)まで

面接等実施 3月19日(金)

合格者発表 3月23日(火)午後2時以後

開陽高等学校通信制課程（前期）

願書提出 3月8日(月)から3月26日(金)正午(必着)まで

選抜結果通知 4月1日(木)から4月2日(金)まで

(注) 諸受付は、平日のみ行う。

目 次

I 全日制・定時制課程の高等学校

〔1〕 募集定員及び選抜の方針	1
〔2〕 一般入学者選抜	1
1 出願資格	1
2 出願	1
3 出願変更	4
4 学区外高等学校入学志願	6
5 高等学校入学志願学区指定	8
6 県外からの志願	9
7 選抜	10
(1) 選抜の方法	10
(2) 選抜の内容	10
(3) 合格者の発表	12
(4) その他	12
8 追加の選抜	12
9 調査書の作成	14
10 その他	15
〔3〕 推薦入学者選抜	16
〔4〕 帰国生徒等の入学者選抜	21
〔5〕 第二次入学者選抜	23
〔6〕 学科併願・くくり募集	27
〔7〕 県外の高等学校への志願	27
〔8〕 その他	27

II 単位制における全日制・定時制・通信制課程の高等学校（開陽高等学校）

〔1〕 全日制課程	28
1 選抜の種類及び募集枠	28
2 出願資格	28
3 出願	29
4 県外からの出願	29
5 選抜	30
6 検査会場等における感染症対策について	30
7 選抜結果の発表	30
8 その他	30
〔2〕 定時制課程	31
1 選抜の種類及び募集枠	31

2	出願資格	31
3	出願	32
4	県外からの出願	32
5	選抜	33
6	検査会場等における感染症対策について	33
7	選抜結果の発表	33
8	定時制課程における特例措置	33
9	その他	33
〔3〕	通信制課程	34
1	募集定員及び出願資格等	34
2	出願	34
3	県外からの出願	34
4	選抜	34
5	結果の通知	34
6	その他	34
〔4〕	その他	34

Ⅲ 連携型中高一貫教育校（喜界高等学校及び与論高等学校）

〔1〕	連携型中高一貫教育に係る選抜	35
〔2〕	連携型中高一貫教育に係る選抜以外の入学者選抜	37
〔3〕	その他	38

Ⅳ 併設型中高一貫教育校（楠隼高等学校）

〔1〕	募集定員及び出願資格	39
〔2〕	出願	39
〔3〕	選抜	40
〔4〕	その他	44

Ⅴ 併設型中高一貫教育校（鹿児島玉龍高等学校）

〔1〕	募集枠及び出願資格	45
〔2〕	出願及び出願変更	45
〔3〕	「学区外高等学校入学志願許可申請」の手続	45
〔4〕	「高等学校入学志願学区指定申請」の手続	45
〔5〕	県外からの志願	45
〔6〕	保護者の転勤に伴う入学志願の特例	45
〔7〕	選抜	45

〔 8 〕 推薦入学者選抜	45
〔 9 〕 帰国生徒等の入学者選抜	45
〔10〕 第二次入学者選抜	45
〔11〕 その他	45

《その他》

令和 9 年度鹿児島県県立高等学校入学者選抜学力検査における 検査結果の情報提供について	46
（別表 1－1）各教科の評価の観点	47
令和 9 年度の県立高校の入学者選抜に係る「入学検定料」の 納付方法の変更について 別紙 1	48
「入学検定料」の納付スケジュールについて 別紙 2	49
「入学検定料」の納付方法の変更に関する Q & A（修正版） 別紙 3	50
（様式 1～24）	51～86

※ 各種様式については、氏名を自署とし、押印は求めないこととしています。なお、校長、
教育長などの証明、所見、確認等に関する欄の職印の押捺も省略して差し支えありません
（各団体の文書規程等に拠ってください。）。

付 令和 9 年度公立高等学校生徒募集定員	87
鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	94
鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	96
鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	98
指宿市立指宿商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	99
出水市立出水商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	99
霧島市立国分中央高等学校通学区域に関する規則（抜粋）	99
令和 9 年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施校	100
令和 9 年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜方法案内	102
入学者選抜に関する報告（通知）要領	106
令和 9 年度公立高等学校入学者選抜関係日程	（表紙見返し）

I 全日制・定時制課程の高等学校

〔1〕募集定員及び選抜の方針

1 募集定員

鹿児島県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者募集定員は、「令和9年度公立高等学校生徒募集定員」（87～93 ページ）のとおりとする。

2 選抜の方針

選抜は、高等学校の目的に照らし、各高等学校・学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性を慎重に判定して行い、その理由が説明されることが適切であることに十分留意すること。

〔2〕一般入学者選抜

1 出願資格

出願資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業し、又は修了（以下「卒業」と総称する。）する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

2 出願

(1) 出願期間

令和9年2月4日（木）から2月10日（水）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 一般入学者選抜に係る出願

出願は、1人1校1学科に限る。ただし、学科併願による募集を行う高等学校においては、複数の学科に出願することができる。

(3) 全日制普通科への出願

ア 高等学校に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）のうち、全日制普通科への入学志願者は、保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所地の属する学区（以下「所属学区」という。）内の全日制普通科に志願するものとする（満18歳以上で高等学校へ入学を志願する者（以下「成人入学志願者」という。）については、自身の住所地の属する学区の全日制普通科に志願するものとする。）。ただし、次の(㍿)又は(㍿イ)の場合は、それぞれに定める学区内の全日制普通科に志願することができる。

(㍿) やむを得ない理由等により所属学区外の高等学校（イ及びウの高等学校を除く。）への入学を志願する場合 4に規定する**学区外高等学校入学志願**の許可を受けた学区（6ページ参照）

(㍿イ) 出身中学校の所在地の属する学区と所属学区とが異なる場合 5に規定する**高等学校入学志願学区指定**の申請を行い、指定を受けた学区（8ページ参照）

イ アの規定にかかわらず、次の高等学校の普通科への入学志願者は、所属学区に関係なく、該当する高等学校に志願することができる。

(㍿) 募集定員が120人以下の高等学校の普通科

(㍿イ) 熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科

ウ 一定枠（県教育委員会又は市教育委員会がそれぞれ規則で定める基準の範囲内で、高等学校の長（以下「高等学校長」という。）が定めた当該高等学校の属する学区以外の学区（以下「学区外」という。）から入学できる者の数をいう。以下同じ。）により全日制普通科に志願する者は、入学を志願する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）に出願することができる。

(4) 出願手続等

入学志願者は、県立高等学校に出願しようとするときは、次のア～ウにしたがって出願手続を行うこととする。ただし、市立高等学校については、当該高等学校を所管する市教育委員会（以下「当該市教育委員会」という。）の定めるところによる。

ア 出願書類

出願書類については、以下の①、②及び該当する者は③、④を在学している中学校等又は卒業した中学校等の校長（以下「出身中学校長」という。）を経て、入学を志願する高等学校に提出しなければならない。

① **入学願書**（志願先高等学校が様式 1－1 に基づき作成したもの）

② ウの**入学検定料の納付を確認できるもの**

（納付完了通知書*1、鹿児島県納入通知書兼領収証書*2、鹿児島県収入証紙*3 のいずれか）

③ (3)ア(㍿)又は(イ)に規定する許可又は指定を受けている場合、その「許可証明書」又は「指定証明書」を①の入学願書の裏面に貼付しなければならない。

④ 特別な理由等により年間の欠席日数が 30 日以上入学志願者は、**自己申告書**（様式 20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、志願先高等学校に伝えたいことを入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

イ 入学検定料

入学検定料は、以下のとおりとする。

(㍿) 県立高等学校の全日制の課程の場合 2,200 円

(イ) 県立高等学校の定時制の課程の場合 950 円

※ 県立高等学校への入学志願者で、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、(㍿)及び(イ)に規定する入学検定料を免除する。

ウ 入学検定料の納付方法

入学検定料の納入は、原則として、別途指定する電子申請システムによるオンライン納付（クレジットカード決済）によるものとする。

【電子申請システムによるオンライン納付方法】

① **電子申請システム（オンライン納付用）**により申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付する。

なお、申請期限は、各中学校等が定めた期日とする。

② 納付完了通知書*1を出力し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（オンライン納付用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi>

定時制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-teiji>

※ やむを得ない理由により、オンライン納付が利用できない場合は、納入通知書による納付とする。

また、鹿児島県収入証紙による納付も可とする。

【納入通知書による納付方法】

① **電子申請システム（納入通知書用）**により申請を行う。なお、申請期限は令和 9 年 1 月 22 日（金）午後 5 時までとする。

② 電子申請システムによる申請後、県から送付される納入通知書により、所定の納付場所（納入通知書に記載の銀行、郵便局等）で入学検定料を現金で納付する。

③ 領収日付印の入った鹿児島県納入通知書兼領収証書*2を納付場所で受領し、入学検定料（鹿児島県納入通知書兼領収証書）貼付台紙（様式1－2）に貼付し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（納入通知書用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi-nounyututi>

定時制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-teiji-nounyututi>

【鹿児島県収入証紙による納付方法】

鹿児島県収入証紙（令和8年9月販売終了）を使用する場合は、入学検定料分の鹿児島県収入証紙*3を入学願書の所定の欄に貼付する。

※ 入学検定料の納付方法については、別紙1～3を参照すること。

別紙1 令和9年度の県立高校の入学選抜に係る「入学検定料」の納付方法の変更について

別紙2 「入学検定料」の納付スケジュールについて

別紙3 「入学検定料」の納付方法の変更に関するQ&A（修正版）



（ホームページへのリンク先）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/kyoiku-bunka/school/koukou/nyushi/r4/r9nouhu.html>

(5) 入学願書等の提出

ア 出身中学校長は、(I)に規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

(ア) 入学願書（(4)アで提出を受けたもの）

(イ) 一般入学者選拔出願者総括表（様式2－1）

(ウ) 調査書（様式4－1）

イ ア(ウ)については、9に基づき作成するものとする。

ウ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を当該志願先高等学校長に申し出るものとする。

エ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、(I)に規定する出願期間内に、当該中学校等が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校等にあつては鹿児島市教育委員会教育長、県立中学校にあつては県教育庁高校教育課長）に、**一般入学者選拔出願者総括表**（様式2－1）を提出するものとする。

(6) 入学願書の受付及び報告

ア 高等学校長は、(5)ア(ア)の入学願書の提出があった場合は、その記載事項について、誤記や記載漏れ等がないか、特に、全日制普通科においては、保護者（成人入学志願者については本人）の住所地が当該高等学校の属する学区内であるかどうかを確かめた上で受付を行うものとする。

イ 高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、**学力検査受検票**（以下「受検票」という。）を出身中学校長を経て、入学志願者に交付するものとする。

ウ 高等学校長は、自校の**学力検査出願者数**（〔3〕、〔4〕1、Ⅲ〔1〕、及びⅣの選抜に係る人数は含まない。）を別途指示する方法により**令和9年2月10日（水）午後1時まで**に、県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

(7) 定時制課程における特例措置

ア 高等学校の定時制課程への入学志願者のうち、満20歳以上（令和9年4月1日現在）の入学志願者は、**7(2)イ**の学力検査に代えて、**7(2)エ**の作文により選抜を受けることができる。

イ アに規定する措置を受けようとする入学志願者は、(4)アの入学願書を提出する際に**定時制課程特例措置適用申請書**（様式 17）を併せて提出しなければならない。

3 出願変更

(1) 出願変更期間

令和 9 年 2 月 15 日（月）から 2 月 19 日（金）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 出願変更の手続等

ア 出願後に、志願先高等学校の変更（以下「出願変更」という。）を希望する入学志願者は、次の要件のいずれにも該当する場合に、出身中学校長及び志願先高等学校長の承認を得て、出願変更をすることができる。

㏍ **2(1)**に規定する出願期間内に**出願していること**。

㏎ 既に出願変更を行った者でないこと（同一校内の学科変更及び学科併願の追加・削除又は希望順の変更を含む。）。

㏏ 一定枠内の学区外入学志願（**2(3)**ウの規定による出願をいう。以下同じ。）に出願変更を希望する場合は、変更前の出願が、一定枠内の学区外入学志願であること。

イ 出願変更を希望する者は、**入学志願変更願**（様式 3）を出身中学校長を経て、新たに志願する高等学校の長（以下「変更先高等学校長」という。）に提出することで出願変更を行うことができる。

ウ 出願変更に当たっては、あらためて入学検定料の納付は必要ない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、必要な額を納付し、その**入学検定料の納付を確認できるもの**を、**入学志願変更願**（様式 3）に添付して、出身中学校長を経て、変更先高等学校長に提出しなければならない。

なお、入学検定料の納入は、原則として、別途指定する電子申請システムによるオンライン納付（クレジットカード決済）によるものとする。やむを得ない理由により、オンライン納付が利用できない場合は、中学校を通じて県教育庁高校教育課（099-286-5291）まで連絡すること。

また、市立高等学校へ出願変更を行う場合は、当該市教育委員会の定める方法により納入すること。

推薦入学者選抜、帰国生徒等特別入学者選抜で不合格になった者が異なる高等学校への出願変更を行う場合	全日制 2,200 円 定時制 950 円
県立高等学校の定時制から県立高等学校の全日制への出願変更の場合	不足額相当分 1,250 円
県立高等学校の定時制から市立高等学校への出願変更の場合	当該市教育委員会の定める額相当分

エ 県立高等学校の全日制又は市立高等学校から県立高等学校の定時制への出願変更により生じた入学検定料の差額については、返還しないものとする。

オ 特別な理由等により年間の欠席日数が 30 日以上**の入学志願者で、出願変更を行う者は、自己申告書**（様式 20）を出身中学校長を経て、変更先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、志願先高等学校に伝えたいことを入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

(3) 入学志願変更願等の提出

ア 出身中学校長は、出願変更の希望があった場合、出願変更を希望する者の**入学志願変更願**及び交付を受けた**受検票**を、先に志願した高等学校の長（以下「変更前高等学校長」という。）に提出するものとする。

イ 変更前高等学校長は、出身中学校長から提出された入学志願変更願が適正であることを確認の上、受理証明（所定の欄へ記入及び校長が署名することをいう。以下同じ。）を行い、その写しを保管し、原本を出身中学校長に返却するものとする。

ウ 変更前高等学校長は、受検票を回収し、回収した受検票は入学願書とともに「無効」と朱書きの上、保管するものとする。ただし、次に掲げる入学志願者からの出願変更の場合は、それぞれ次に定める処理を行うものとする。

(㍑) 推薦入学者選抜で不合格になった者 入学志願変更願の左上に**推薦**と朱書きし、原本を返却

(㍑) 帰国生徒等特別入学者選抜で不合格になった者 入学志願変更願の左上に**帰国生徒等**と朱書きし、原本を返却

(㍑) **2(3)ア㍑**の許可又は(㍑)の指定を受けて出願した者 入学志願変更願に入学願書の裏面に貼付されている「許可証明書」又は「指定証明書」の写しを添えて返却

(㍑) 県外から出願した者 入学志願変更願に**県外公立高等学校志願についての証明書**（様式 19）の写しを添えて返却

エ 出身中学校長は、次に定める書類を変更先高等学校長に提出するものとする。

(㍑) **受理証明済の入学志願変更願**

(㍑) **変更先高等学校の入学願書**（「許可証明書」又は「指定証明書」の写しがある場合、裏面にその写しを貼付したもの）

(㍑) 出願変更後の**一般入学者選拔出願者総括表**（様式 2－1）

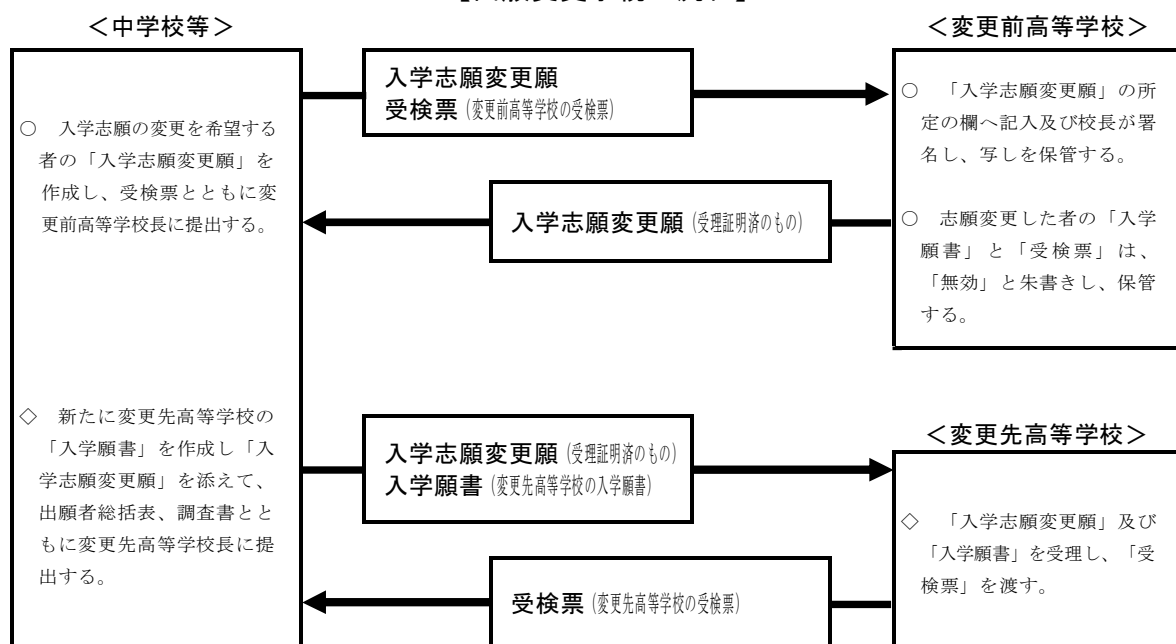
(㍑) **調査書**（様式 4－1）

※ 第2志望以下の加除修正による出願変更の場合は、(㍑)及び(㍑)のみの提出とすることができる。

オ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、エの入学志願変更願等の提出に併せてその旨を変更先高等学校長に申し出るものとする。

カ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、**3(1)**に規定する出願変更期間内に、当該中学校等が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校等にあつては鹿児島市教育委員会教育長、県立中学校にあつては県教育庁高校教育課長）に、出願変更後の**一般入学者選拔出願者総括表**（様式 2－1）を提出するものとする。

【出願変更手続の流れ】



※ 出願変更にあたって、納付が必要な場合は、必要な額を納付し、その入学検定料の納付を確認できるものを、入学志願変更願（様式３）に添付し、出身中学校長を経て、変更先高等学校長に提出しなければならない。

(4) 出願変更による入学願書の受付及び報告

ア 変更先高等学校長は、出願変更による入学願書の提出があった場合は、次の点に留意して受付を行うものとする。

㍻ 入学願書の記載事項について、誤記や記載漏れ等がないか、特に、全日制普通科においては、保護者（成人入学志願者については本人）の住所地が当該高等学校の属する学区内であるかどうかを確かめること。

㍿ 推薦入学者選抜又は帰国生徒等特別入学者選抜で不合格になった者が異なる高等学校へ行う出願変更の場合、入学検定料として必要な金額分が、所定の方法により納入されていること。

イ 変更先高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、**受検票**を出身中学校長を経て入学志願者に交付するものとする。

ウ 高等学校長は、出願変更後の自校の学力検査最終出願者数（〔３〕、〔４〕１、Ⅲ〔１〕及びⅣの選抜に係る人数は含まない。）を別途指示する方法により令和９年２月１９日（金）午後１時まで、県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

4 学区外高等学校入学志願

(1) 学区外高等学校入学志願の許可

2(3)ア㍻の規定により所属学区外の高等学校の全日制普通科（募集定員が 120 人以下の高等学校の普通科並びに熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科を除く。以下同じ。）への志願をしようとする者は、その志願先高等学校が県立高等学校の場合は県教育委員会の、市立高等学校の場合は当該市教育委員会の許可を受けなければならない。

(2) 許可申請手続等

ア (1)の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、**学区外高等学校入学志願許可申請書**（様式 6－１、6－２又は 6－３）及び次に掲げる書類を、出身中学校長を経て、県教育委員会又は当該市教育委員会に提出しなければならない。

㍻ 保護者及び本人の住民票の写し（本籍地、続柄及び筆頭者の記載は省略可、マイナンバー不要）

(イ) 所属学区外の高等学校を志願する理由を証明する書類

(例) a 身体的理由による者の場合

- ・ 医師の診断書 等

b 通学が著しく困難であるという理由による者の場合

- ・ 市町村内における保護者の住所地の位置を示す略図
- ・ 所属学区内の高等学校及び志願先高等学校への通学距離、通学方法、所要時間、通学費などを記載した書類 等

c 学費関係の理由による者の場合

- ・ 保護者による学費支弁が困難であることを示す公的書類 等

d 保護者の転勤予定等の理由による者の場合

- ・ 所属長の証明書その他保護者の転住予定を証明する書類 等

e その他の理由による者の場合

- ・ その理由を証明する公的書類又は県教育委員会もしくは当該市教育委員会が必要と認める書類

(ウ) 入学後、保護者の元から通学しない場合、次の書類

a 本人と身元引受人との続柄又は関係を示す公的書類

b 身元引受人の住民票の写し又は居住証明書

イ 許可申請者から、申請書類の提出を受けた出身中学校長は、次の表の経由機関を経て、県教育委員会又は当該市教育委員会に提出するものとする。

志願先高等学校	出身中学校	経由機関		提出先
県立高等学校 全日制普通科	国・私立中学校長及び 県立中学校長	—		県教育委員会 (県教育庁高校教育課長)
	鹿児島市教育委員会 管内の出身中学校長	鹿児島市教育委員会教育長		県教育委員会 (県教育庁高校教育課長)
	上記以外の出身中学校長	市町村教育委員会 教育長	所属する地区の 教育事務所長	県教育委員会 (県教育庁高校教育課長)
市立高等学校 全日制普通科	国・私立中学校長及び 県立中学校長	—		当該市教育委員会教育長
	上記以外の出身中学校長	市町村教育委員会教育長		当該市教育委員会教育長

※ 出身中学校長及び経由機関の長は、学区外高等学校入学志願許可申請書に、それぞれ所見を記入した上で、提出先（県立高等学校全日制普通科の部の市町村教育委員会教育長にあっては、所属する地区の教育事務所長）に提出すること。

ウ イの経由機関及び提出先への提出期限は次の表のとおりとする。

経由機関又は提出先	提出期限
市町村教育委員会教育長	令和8年12月4日（金）（必着）
教育事務所長	令和8年12月11日（金）（必着）
県教育委員会（県教育庁高校教育課長） ※（ ）は、国・私立中学校長及び県立中学校長の提出期限	令和9年1月4日（月）正午（必着） （令和8年12月4日（金）（必着））
当該市教育委員会教育長 ※（ ）は、国・私立中学校長及び県立中学校長の提出期限	令和9年1月4日（月）正午（必着） （令和8年12月4日（金）（必着））

(3) 結果の通知

申請の結果については、許可申請者宛て郵送にて通知するものとする。

※ 許可申請者は(2)アの書類を提出する際に、返信用のレターパックプラス（郵便番号及び宛名を明記）を同封すること。

(4) 注意事項

申請に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 申請書類に不備のあるものは受理しないので、十分に確認を行うこと。

イ 申請内容に虚偽の記載があることが判明したときは、許可を取り消すことがあること。

(5) 保護者の転勤に伴う特例

ア 保護者の転勤のため、やむを得ず(2)ウに定める期限を過ぎてから学区外高等学校入学志願の許可を受ける必要が生じた者は、次の提出書類を提出期限までに提出することで、県教育委員会又は当該市教育委員会の許可を受けることができるものとする。

(ア) 提出書類

- a 保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書（様式8）
- b 学区外高等学校入学志願許可申請書（様式6-1、6-2又は6-3）
- c 所属長による転勤（予定）証明書
- d 保護者及び本人の住民票の写し（本籍地、続柄及び筆頭者の記載は省略可、マイナンバー不要）

(イ) 提出期限

令和9年1月29日（金）正午（必着）まで

イ アにより許可申請をする場合の経由機関は、(2)イのとおりとする。

5 高等学校入学志願学区指定

(1) 高等学校入学志願学区指定

高等学校の全日制普通科への入学志願者で、2(3)ア(イ)の要件に該当する者は、県教育委員会又は市教育委員会から志願する学区の指定を受けなければならない。

(2) 学区指定申請手続

ア (1)の指定を受けようとする者は、高等学校入学志願学区指定申請書（様式7-1、7-2又は7-3）及び次に掲げる書類を、出身中学校長を経て、県教育委員会又は当該市教育委員会に提出しなければならない。

(ア) 保護者及び本人の住民票の写し（本籍地、続柄及び筆頭者の記載は省略可、マイナンバー不要）

(イ) 出身中学校の所在地の属する学区と所属学区とが異なる理由を証明する書類

(例) a 身体的理由による者の場合

- ・ 医師の診断書 等

b 通学が著しく困難であるという理由による者の場合

- ・ 市町村内における保護者の住所地の位置を示す略図
- ・ 所属学区内の高等学校及び志願先高等学校への通学距離、通学方法、所要時間、通学費などを記載した書類 等

c その他の理由による者の場合

- ・ その理由を証明する公的書類又は県教育委員会もしくは当該市教育委員会が必要と認める書類

(ウ) 入学後、保護者の元から通学しない場合、次の書類

- a 本人と身元引受人との続柄又は関係を示す公的書類
- b 身元引受人の住民票の写し又は居住証明書

イ 高等学校入学志願学区指定の申請に当たっての経由機関及び提出先並びに提出期限は、**4(2)**イ及びウの例による。

(3) 結果の通知

申請の結果は、**4(3)**に規定する方法で通知する。

※ 申請者は、申請書類の提出の際に返信用のレターパックプラス（郵便番号及び宛名を明記）を同封すること。

(4) 注意事項

高等学校入学志願学区指定の申請に当たっての注意事項は、**4(4)**の例による。この場合において「許可」とあるのは、「指定」と読み替えるものとする。

6 県外からの志願

(1) 県外からの出願手続等

ア 県外からの入学志願者の出願及び出願変更は、**2**及び**3**の規定を準用する。この場合において、県外からの入学志願者は、**2(5)**に定めるもののほか、**県外公立高等学校志願についての証明書**（様式19）を出願時に提出しなければならない。ただし、様式19に準じたものであれば、各都道府県、各市町村教育委員会等が定める書類をもってこれに代えることができる。

イ 県外からの入学志願者で、高等学校の全日制普通科への志願及び一定枠内の学区外入学志願を希望する者は、**4**に規定するところにより、学区外高等学校入学志願の許可を受けなければならない。

許可を受けるに当たっては、**4(2)**アに規定する提出書類を**令和9年1月4日（月）正午（必着）までに**、出身中学校長を経て、次の表の提出先に提出するものとする。

※ 保護者の転勤に伴いやむを得ずこの期限を過ぎてから手続が必要となった場合は、**4(5)**の例により、申請することができる。

志願する高等学校	申請書類の提出先
県立高等学校	鹿児島県教育庁高校教育課長 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-5291
鹿児島玉龍高等学校	鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課長 〒892-0816 鹿児島市山下町6番1号 電話 099-227-1941
鹿屋市立 鹿屋女子高等学校	鹿屋市教育委員会事務局学校教育課長 〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 電話 0994-31-1137

(2) 入学願書の請求

入学願書は、志願先高等学校長に直接請求するものとする。なお、請求に関し、返信用封筒の大きさ、送料等については、当該志願先高等学校の指示に従うものとする。

7 選抜

(1) 選抜の方法

ア 高等学校長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 一般入学者選抜は、**調査書**の「学習の記録」の換算点と国語、社会、数学、理科、英語の5教科について行う学力検査の成績との相関、**調査書**の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、生徒から提出があった場合は**自己申告書**、その他各高等学校が実施するもの（面接等）を総合的に勘案して実施するものとする。

ただし、**調査書**を活用するに当たっては、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないようにすること。また、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記載についても、生徒の状況等に応じ、当該記載が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。

ウ 高等学校長は、一般入学者選抜に当たり、次のものを実施する場合は、それぞれに定める手続を行わなければならない。

(ア) 面接：別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出る。

(イ) 学力検査における傾斜配点の導入：別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出る。

(ウ) 健康診断：令和8年12月1日（火）までに**健康診断実施申請書**（様式9）を県教育委員会教育長に提出し、その承認を受ける。

※ (ウ)の健康診断は、特定の学科又は小学科において、上記の承認を得た上で、特に精密な検査を必要とする項目に限り、学力検査後に実施できるものとし、それ以外を行うことはできない。

エ 高等学校長は、一般入学者選抜を実施するに当たっては、次に掲げる事項に注意するものとする。

(ア) 全日制普通科への入学志願者の一般入学者選抜に当たっては、一定枠の学区外入学志願による入学許可数を除き、**2(3)**のいずれの入学志願者においても同様に扱うこと。

(イ) 中学校長から身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者について申出があった場合は、受検者の人権に十分配慮し、学力検査の実施の際に当該受検者の障害等の程度に応じて、別室での受検、検査室の座席、補聴器等の使用など適切な措置を講ずること。

(ウ) 検査会場等における感染症対策については、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行等の感染症の特徴に応じた対策を、それぞれの地域や検査会場、検査方法に見合った形で講じること。なお、監督者や面接官等の業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めること。

(2) 選抜の内容

ア 調査書の「学習の記録」の点数換算

調査書の「学習の記録」は、第3学年の記録を次のとおり点数に換算して選抜に用いる。

(ア) 学力検査を行う5教科：それぞれ10点満点

(イ) 学力検査を行わない必修の4教科（音楽、美術、保健体育及び技術・家庭）：それぞれ100点満点

イ 学力検査

(ア) 出題の方針

学力検査問題は、現在の中学校第3学年の生徒が使用してきた教科書を参考に、中学校の第3学年までに学習した内容のうち、主として基礎的・基本的な事項及び思考力・判断力・表現力などを検査できるものを出题するものとする。

(イ) 学力検査問題作成

学力検査問題は、鹿児島県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施方法

学力検査は、次により県下一斉に行う。

a 教 科 国語、社会、数学、理科、英語

b 期日・日程 **3月3日（水）** 9：20 集合

10：00～10：50 （50 分間） 国語

11：10～12：00 （50 分間） 理科

13：00～13：50 （50 分間） 英語

（聞き取りテスト 12 分間程度を含む。）

3月4日（木） 9：20 集合

9：40～10：30 （50 分間） 社会

10：50～11：40 （50 分間） 数学

c 検 査 場 志願先高等学校

d 配 点 各教科それぞれ 90 点満点：合計 450 点満点

※ 傾斜配点を導入する学校については、(㍉)に定める方法により配点

e 検査及び採点処理 志願先高等学校において実施

(㍉) 傾斜配点

傾斜配点を実施する学校においては、次に掲げる教科について、(ウ) d に示した満点を、2 倍を上回らない範囲で増やすことができる。

a 全学科において、出願時に入学志願者が申し出た教科

b 専門教育を主とする学科において、学科の特性を考慮して学校が独自に特定する教科

c 専門教育を主とする学科において、b の教科及び出願時に入学志願者が申し出た教科

※ 傾斜配点を行える教科数は、上記のいずれの場合においても 2 教科を上限とし、a の規定による申出には**傾斜配点教科申告書**（当該高等学校長が様式 16 に基づき作成したもの）を用いることとし、そのほか傾斜配点の導入に当たり必要な事項は、当該高等学校長が定める。

(㍊) 受検上の注意事項

受検者は、学力検査を受ける際は次に掲げる事項に注意することとする。

a 検査問題 1 冊と解答用紙 1 枚が配布されていることを確認すること。

b 受検番号は、検査問題及び解答用紙の両方に記入すること。

c 印刷不鮮明などについて質問がある場合は、無言で手を挙げること。

d 番号や記号で解答するようになっているものは、必ず指定の方法で解答すること。

e 数を限定して解答を求められている場合、指定された数より多く解答したものは、減点されること
があるため、注意すること。

f 検査中は、声を出さないこと。

g 不正行為は絶対に行わないこと。

h 遅刻した者は、直ちに志願先高等学校長に届け出て指示を受けること。

i 検査場に携行できる用具は、次のとおりとし、それ以外は持ち込まないこと。

鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、直定規及びコンパス

※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正
を欠くと判断される用具の使用は認めない。

j 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末等は絶対に検査場へ持ち込まないこと。また、アラーム付きの時計を携帯する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。

k このほか志願先高等学校の「受検上の心得」によく注意すること。

ウ 面接

(ア) 実施計画等

- a 面接を実施する高等学校長は、面接の具体的な実施計画を定め、面接の公正・円滑な実施を期さなければならない。
- b 質問事項、評価項目及び方法等については、各高等学校で定める面接の方針に沿って、十分検討して決定するものとする。
- c 面接の実施に当たっては、入学志願者の人権に十分配慮しなければならない。
- d 面接の実施に当たっては、受検者の個々の状況を配慮し意欲を引き出す質問をするなど、多面的・多角的に評価できるよう工夫するものとする。

(イ) 実施方法

面接を実施する場合は、次により行う。

- a 対象：実施学科の入学志願者全員
- b 期日：学力検査２日目の学力検査終了後
- c 方法：個人面接又は集団面接

エ 作文

(ア) 対象

2(7)の特例措置を受ける入学志願者（学力検査に代わるものとして実施）

(イ) 検査時間その他詳細

志願先高等学校の定めるところによる。

(3) 合格者の発表

令和9年3月12日（金）午前11時以後、各高等学校が定める方法により受検番号で発表する。

(4) その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は各高等学校において定めるものとする。

8 追加の選抜

(1) 受検資格

追加の選抜を受検できる者は、一般入学者選抜に出願し、かつ本人に帰責されないやむを得ない身体・健康上の理由（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状等の体調不良等）により、3月3日、4日の学力検査（以下「本検査」という。）を別室での受検も困難で、全部又は一部を受検できない者のうち、次の(2)に定める手続により志願先高等学校長に承認を受けた者を対象とする。

※ 一部を受検できない者とは、学力検査当日、急な体調不良等により学力検査を継続することが困難と判断された者を指す。追加の選抜を受検できる教科は、学力検査を継続できなくなった時点で開始していない教科とする。

(2) 申請手続

ア 出身中学校長は、当該入学志願者等から追加の選抜の受検の申出があった場合、追加の選抜受検希望者の氏名、理由及び受検希望教科を、イに規定する申出期間内に志願先高等学校長に電話で連絡するものとする。

イ 申出期間

令和9年3月3日（水） 午前8時30分から午後4時30分まで

令和9年3月4日（木） 午前8時30分から正午まで

ウ 出身中学校長は、本検査を受検できなかったことを証明する書類（医師の「診断書」等、本検査を受検できなかったことが明確にわかるもの）を確認するものとする。

エ ウによる確認ができない場合は、出身中学校長は**追加の選抜に係る理由書**（様式23）を提出させることで確認するものとする。

オ アの申出の後、当該入学志願者は、必要な書類を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に速やかに提出するものとする。

カ 提出書類

(ア) **追加の選抜受検申出書**（様式22）

(イ) 医師の「診断書」等、本検査を受検できなかったことを証明する書類又は**追加の選抜に係る理由書**（様式23）

キ 追加の選抜の受付及び報告

(ア) 志願先高等学校長は、追加の選抜の受検を承認した場合、カで提出された書類及び既に受領している一般入学者選抜（学力検査）出願書類により受付を行うものとする。

(イ) 志願先高等学校長は、自校の追加の選抜出願者数等を別途指定する方法により令和9年3月4日（木）午後1時までに県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

(3) 選抜

ア 選抜の方法

7(1)を準用する。この場合において、「一般入学者選抜」とあるのは「追加の選抜」と読み替えるものとする。

イ 選抜の内容

(ア) **7(2)**を準用する。この場合において、**7(2)イ(ウ)**の規定については適用を除外し、(イ)のとおりとする。

(イ) 学力検査は、次により志願先高等学校で一斉に行う。

ただし、特例措置を受けた帰国生徒等については、学力検査時間の延長等の措置をとるものとする。

a 教 科 国語、社会、数学、理科、英語

ただし、本検査で受検できなかった教科のみを受検することができる。

b 期日・日程 **3月9日（火）** 8：40 集合

9：00～9：30 （30分間） 国語

9：45～10：15 （30分間） 理科

10：30～11：00 （30分間） 英語（聞き取りテストは実施しない。）

11：15～11：45 （30分間） 社会

12：00～12：30 （30分間） 数学

13：30～ 面接

c 検 査 場 志願先高等学校

d 検査及び採点処理 志願先高等学校において実施

ウ 合格者の発表

7 (3)を準用する。

(4) その他

7 (4)を準用する。

9 調査書の作成

志願先高等学校へ提出する調査書は、次の(1)及び(2)により、様式 4－1 を用い、次の注意事項及び作成方法により作成するものとする。

(1) 全般的事項

ア 出身中学校長は、自身を委員長とする作成委員会を構成し、公正を期して、調査書を作成するものとする。

イ 調査書の内容は、**令和 8 年 12 月 31 日現在**で作成する。ただし、証明欄の期日は記載日とする。

ウ 調査書作成に当たっては、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）を基にして記入する。

エ 過年度卒業者の調査書作成に当たっては、指導要録に記載してある記録を記入する。ただし、旧指導要録に該当欄のない事項は、記入不要とする。また、旧指導要録と区分が異なるときは、区分を訂正して記入するものとする。

なお、過年度卒業者の調査書は、第 3 学年の「学習の記録」の評定を朱書きで記入する。

オ 高等学校退学者の調査書作成は出身中学校で行い、旧在籍高等学校の在学中の記録を添付する。

なお、旧在籍高等学校在学中の記録は旧在籍高等学校で作成し、出身中学校長に送付することとし、その内容は退学年月日、退学理由、在学中の出席状況、行動及び学習の記録等とする。

カ やむを得ない事情によって、所定の調査書を提出できない者がいる場合、その理由を付して、調査書に代わる資料を提出することとする。

(2) 作成方法

① 学習の記録

ア 「観点別学習状況」欄

別表 1－1 の(1)から(3)について、第 3 学年における各教科の目標の観点ごとの実現の状況を判断の上、次の評価基準により記入する。

「A」：「十分満足できる」

「B」：「おおむね満足できる」

「C」：「努力を要する」

イ 「評価」欄

(㍿) 第 1 学年・第 2 学年 各教科 5 段階とし、指導要録に記載してあるものを記入する。

(㍿) 第 3 学年 各教科 5 段階で記入する。

ウ 「選択教科」欄

指導要録に記載される方法で評定を記入する。

エ 「総合的な学習の時間の記録」欄

指導要録の記載に基づき、学年ごとに学習活動と評価について簡潔な文章で記入する。

⑧ 行動の記録

主に第3学年について、項目ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合には、欄内に○印を記入する。

⑨ 出欠の記録

第1学年・第2学年については、指導要録に記載してあるものを記入し、第3学年については**令和8年12月31日現在**で記入する。

⑩ 総合所見及び指導上参考となる諸事項

指導要録等の記載に基づき、以下のような事項などを記入する。

ア 各教科や「総合的な学習の時間」の学習に関する所見

イ 特別活動に関する事実及び所見

ウ 行動に関する所見

エ 進路指導に関する事項

オ 健康の状況に関して、受検上配慮すべき事項

カ 生徒の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動など指導上参考となる諸事項

キ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

※ 学校以外の場合（教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関、自宅等）における学習状況に関する事項を含めることができる。

10 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は実施校において定めるものとする。

〔3〕推薦入学者選抜

1 実施する学校及び学科

- (1) 全ての学校・学科において推薦入学者選抜は、学校推薦方式、自己推薦方式の2方式から1つ又は2つを選択し、実施することができる。
- (2) 推薦入学者選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

2 推薦入学者の募集定員

各学科における推薦募集定員（〔1〕1に規定する募集定員のうち、推薦入学者選抜により入学する者の定員をいう。以下同じ。）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。また、学校推薦方式、自己推薦方式それぞれの定員については、各高等学校において定めることができる。

(1) 専門教育を主とする学科

原則として当該小学科の募集定員の100分の30以内とし、各高等学校において定める。

(2) 普通教育を主とする学科

ア 原則として募集定員の100分の10以内とし、各高等学校において定める。

イ 推薦入学者選抜における一定枠は、各高等学校において定めた一定枠の100分の10程度とする。ただし、学区内の推薦入学者選抜の受検者数（〔2〕4の許可及び〔2〕5の指定を受けて受検する者を含む。）が、アの規定により高等学校が定めた数から推薦入学者選抜における一定枠を減じた数に満たない場合は、推薦募集定員から学区内の推薦入学者選抜による受検者数を減じた数で、かつ、各高等学校において定めた一定枠を超えない数を限度として学区外からの入学を許可することができる。

(3) 総合学科

原則として募集定員の100分の30以内とし、各高等学校において定める。

3 出願資格及び選考

推薦入学者選抜を志願する者は、学校推薦方式か自己推薦方式のいずれか一方に出願することができる。ただし、〔4〕、Ⅱ〔1〕1(I)ア、Ⅱ〔2〕1(I)ア、Ⅲ〔1〕及びⅣの入学者選抜に出願した者は、推薦入学者選抜に出願することはできないものとする。

(I) 学校推薦方式

ア 学校推薦方式により推薦入学者選抜を志願できる者は、次に掲げるいずれにも該当する者で、在学している中学校等の校長（以下「中学校長」という。）が推薦する者とする。

(ケ) 令和9年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者

(イ) 当該学科・コース等を志願する動機や理由が適切であると認められる者

(ウ) 当該学科・コース等に入学する意思が確実であると認められる者

(エ) 当該学科・コース等に対する適性及び興味・関心を有する者

(オ) 当該学科・コース等の教育を受けるにふさわしい学業成績である者

(カ) 生徒会活動、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動等の中のいずれかにおいて優れた資質や実績を有する者又は特定の教科において優れた能力を有する者

イ ア(イ)から(カ)までの事項について、その判断基準は、推薦入学者選抜を実施する高等学校の長が定めるものとする。

ウ 推薦該当者の選考

中学校長は、推薦する者の選考に当たっては、選考の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする推薦該当者選考委員会を構成し、選考を行うものとする。

(2) 自己推薦方式

ア 自己推薦方式により志願できる者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

ケ 【2】1の要件を満たす者。ただし、全日制普通科への入学を志願する場合、志願できる高等学校は、
【2】2(3)の例による。

イ 各高等学校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該学科・コース等で学ぶ意欲をもつ者

ウ (1)ア(イ)から(ウ)に加え、各高等学校が定める出願資格の要件を満たす者

イ ア(イ)及び(ウ)の事項について、その判断基準は、推薦入学者選抜を実施する高等学校の長が定めるものとする。

4 出願

(1) 出願期間

令和9年1月19日（火）から1月25日（月）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 推薦入学者選抜に係る出願

出願は、1人1校1学科に限る。ただし、学科併願による募集を行う高等学校においては、複数の学科に出願することができる。

(3) 出願手続等

ア 推薦入学者選抜により入学を志願する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、**推薦入学願書**（志願先高等学校が様式1－1に基づき作成したもので、左上に**学校推薦**又は**自己推薦**と朱書きされたもの）を、中学校長を経て、推薦入学者選抜を実施する志願先高等学校長に提出しなければならない。

イ アの推薦入学願書には、【2】2(4)ア②に規定する書類等を添付又は貼付しなければならない。

ウ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の上学志願者は、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、志願先高等学校に伝えたいことを入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

エ 入学検定料

入学検定料は、以下のとおりとする。

ケ 県立高等学校の全日制の課程の場合 2,200 円

イ 県立高等学校の定時制の課程の場合 950 円

※ 県立高等学校への入学志願者で、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、(ケ)及び(イ)に規定する入学検定料を免除する。

オ 入学検定料の納付方法

入学検定料の納入は、原則として、別途指定する電子申請システムによるオンライン納付（クレジットカード決済）によるものとする。

【電子申請システムによるオンライン納付方法】

① **電子申請システム（オンライン納付用）**により申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付する。

なお、申請期限は、各中学校等が定めた期日とする。

② **納付完了通知書*1**を出力し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（オンライン納付用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi>

定時制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-teiji>

※ やむを得ない理由により、オンライン納付が利用できない場合は、納入通知書による納付とする。

また、鹿児島県収入証紙による納付も可とする。

【納入通知書による納付方法】

- ① **電子申請システム（納入通知書用）**により申請を行う。なお、申請期限は令和8年12月31日（木）までとする。
- ② 電子申請システムによる申請後、県から送付される納入通知書により、所定の納付場所（納入通知書に記載の銀行、郵便局等）で入学検定料を現金で納付する。
- ③ 領収日付印の入った鹿児島県納入通知書兼領収証書*2を納付場所で受領し、入学検定料（鹿児島県納入通知書兼領収証書）貼付台紙（様式1－2）に貼付し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（納入通知書用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi-nounyututi>

定時制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-teiji-nounyututi>

【鹿児島県収入証紙による納付方法】

鹿児島県収入証紙（令和8年9月販売終了）を使用する場合は、入学検定料分の鹿児島県収入証紙*3を入学願書の所定の欄に貼付する。

(4) **推薦入学願書等の提出**

ア 出身中学校長は、(I)に規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

- (㌖) **推薦入学願書** (3)アで提出を受けたもの)
- (㌗) **推薦入学者選拔出願者総括表** (様式2－2)
- (㌘) **推薦書** (様式10－1) (学校推薦方式のみ)
- (㌙) **志望理由書** (様式10－2) (自己推薦方式のみ)
- (㌚) **調査書** (様式4－1)

イ ア(㌗)については、【2】9に基づき作成するものとする。

ウ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする推薦入学志願者がいる場合は、アの書類の提出に併せて、その旨を志願先高等学校長に申し出るものとする。

エ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、(I)に規定する出願期間内に、当該中学校等が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校にあっては鹿児島市教育委員会教育長、県立中学校にあっては県教育庁高校教育課長）に**推薦入学者選拔出願者総括表**（様式2－2）を提出するものとする。

(5) **推薦入学願書の受付及び報告**

ア 実施校の長は、(4)ア(㌖)の推薦入学願書の提出があった場合は、【2】2(6)アの例により、受付を行うものとする。

イ 実施校の長は、推薦入学願書を受け付けた場合は、**推薦入学者選抜受検票**を出身中学校長を経て入学志願者に交付するものとする。

ウ 実施校の長は、自校の推薦入学者選拔出願者数を別途指定する方法により**令和9年1月25日（月）午後1時まで**に、県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

5 県外からの志願

(1) 県外からの出願手続等

ア 県外からの入学志願者は、自己推薦方式においてのみ、次に該当する高等学校に志願することができる。

- ㌥ 募集定員が 120 人以下の高等学校の普通科
- ㌦ 熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科
- ㌧ 専門教育を主とする学科
- ㌨ 総合学科

イ 県外からの入学志願者は、**4 (4)ア**に定めるもののほか、**県外公立高等学校志願についての証明書**（様式 19）を出願時に提出しなければならない。ただし、様式 19 に準じたものであれば、各都道府県、各市町村教育委員会等が定める書類をもってこれに代えることができる。

(2) 入学願書の請求

入学願書は、志願先高等学校長に直接請求するものとする。なお、請求に関し、返信用封筒の大きさ、送料等については、当該志願先高等学校の指示に従うものとする。

6 選抜

(1) 選抜の方法

ア 実施校の長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする推薦入学者選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 推薦入学者選抜は、学校推薦方式における中学校長の推薦書又は自己推薦方式における志望理由書、調査書等の記録及び推薦入学者選抜を実施する高等学校において実施する面接（プレゼンテーション等）等の結果を総合して行うものとする。なお、推薦入学者選抜の実施に当たり、作文や小論文、適性検査、実技等、各高等学校が示す育成したい生徒像、求める生徒像に沿った選抜を実施できるものとする。

調査書を活用するに当たっては、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないようにすること。また、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記載についても、生徒の状況等に応じ、当該記載が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。その上で、出願資格を適切に設定するとともに、中学校 3 年間の活動状況や意欲、努力の過程等を、面接や調査書・推薦書・志望理由書等によって総合的に評価すること。

ウ 実施校の長は、推薦入学者選抜に当たり、健康診断を実施する場合は、**【2】7 (1)ウ㌥**の承認を受けなければならない。

エ 実施校の長は、推薦入学者選抜に当たり、タブレット端末や I C T 機器等を活用させる場合は、公平性の担保からトラブル等にも対応できるように十分な準備を行うとともに、受検者への配慮を行うこと。

オ 実施校の長は、検査会場等における感染症対策について適切な措置を講ずること。

(2) 選抜の内容

推薦入学者選抜における面接（プレゼンテーション等）は、**【2】7 (2)ウ㌥**の例により実施計画、質問事項、評価項目及び方法を定め、次のとおり行う。

ア 対象：推薦入学志願者全員

イ 期日：**令和 9 年 2 月 2 日（火）**

ウ 場所：志願先高等学校

7 選抜結果の通知及び合格者の発表等

(1) 結果の通知及び報告

ア 実施校の長は、推薦入学者選抜の結果について、出身中学校長に対し、**令和9年2月8日（月）**に電話により連絡するとともに、**推薦入学者選抜結果通知書**（様式 11）及び**推薦入学許可予定通知書**（様式 12）を送付するものとし（メールでも可とする。ただし、誤送信等のないよう、各出身中学校長との連絡を十分に取ること。）、推薦入学志願者への結果の通知は、出身中学校長から行うものとする。

イ 実施校の長は、推薦入学者選抜の結果について、県教育庁高校教育課長に、**令和9年2月8日（月）**に別途指定する方法により報告し、後日、**推薦入学者選抜結果報告書**（様式 13）を提出するものとする。

(2) 結果の通知後の手続等

ア 推薦入学許可予定者として決定を受けた者（併願による許可予定者も含む。以下「推薦入学許可予定者」という。）は、**令和9年2月12日（金）正午までに、入学確約書**（様式 14）を当該高等学校長宛て提出しなければならない。

イ 推薦入学許可予定者は、原則として、高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。

ウ 推薦入学者選抜の結果、不合格となった者については、次に掲げる高等学校へ、それぞれに定める手続により出願することができる。

（エ） 推薦入学者選抜を受検した高等学校の同一の学科へ志願する場合

推薦入学者選抜受検票を、**【2】2(1)**に規定する出願期間内に当該高等学校長に提出し、改めて受検票の交付を受ける。

（イ） 推薦入学者選抜を受検した高等学校の受検した学科以外の学科へ志願する場合又は学科併願の追加・削除もしくは希望順の変更を行う場合

（エ）の手続を行った上で、**【2】3**の出願変更の手続を行う。

（ウ） 推薦入学者選抜を受検した高等学校と異なる高等学校への入学を志願する場合

（エ）の手続を行った上で、**【2】3**の出願変更の手続を行う。

(3) 合格者の発表

推薦入学者選抜の合格発表は、高等学校入学者選抜における合格者として、**令和9年3月12日（金）午前11時以後**、各高等学校が定める方法により受検番号で発表する。

8 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は実施校において定めるものとする。

〔４〕帰国生徒等の入学者選抜

１ 帰国生徒等特別入学者選抜

(1) 実施する学校及び学科

ア 学校・学科の特色等を生かし、帰国生徒及び外国人生徒（以下「帰国生徒等」という。）の積極的な受入れを行う学校・学科においては、帰国生徒等特別入学者選抜を実施することができる。

イ 帰国生徒等特別入学者選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

(2) 募集定員

帰国生徒等特別入学者選抜の募集定員は、〔１〕１の募集定員のうち若干名とする。

(3) 出願資格

帰国生徒等特別入学者選抜の出願資格を有する者は、〔２〕１の出願資格を有する者で、次に掲げるいずれにも該当する帰国生徒等とする。

ア 原則として、外国における在学期間が継続して３年以上で、帰国又は来日後３年以内の者

イ 保護者が県内に居住しているもしくは令和９年４月８日までに県内に居住する予定である者又は保護者が引き続き外国に居住する場合、県内に保護者に代わる身元引受人が居住している者

(4) 出願

ア 出願期間

令和９年１月１９日（火）から１月２５日（月）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前８時３０分から午後４時３０分まで

イ 帰国生徒等の入学者選抜に係る出願

出願は、１人１校１学科に限る。

ウ 出願手続等

（ケ） 帰国生徒等特別入学者選抜により入学を志願する者（以下「帰国生徒等特別入学志願者」という。）は **帰国生徒等入学願書**（志願先高等学校が様式１－１に基づき作成したもので、左上に「帰国生徒等」と朱書きされたもの）を、出身中学校長を経て、帰国生徒等特別入学者選抜を実施する志願先高等学校長に提出しなければならない。

（イ） （ケ）の帰国生徒等入学願書には、〔２〕２(4)ア②に規定する書類等を添付又は貼付しなければならない。

（ウ） 出身中学校長は、アに規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

a **帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書**（様式１５ 以下「適用申請書」という。）

b **帰国生徒等入学願書**（ケ）で提出を受けたもの

c **調査書**（様式４－１）

d **帰国生徒等特別入学者選抜出願者総括表**（様式２－５）

※ aについて、日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は不要とする。ただし、ほかに証明資料等があれば、提示すること。

※ 最終学年が外国における現地校の場合、cについては、成績証明書又はこれに代わるものとすることができる。

（エ） 〔３〕４(3)ウ、〔３〕４(4)イからエまで及び〔３〕４(5)の規定は、帰国生徒等特別入学者選抜について準用する。この場合、「推薦」とあるのは「帰国生徒等特別」（〔３〕４(5)見出し及びア、イにおいては、「帰国生徒等」）、また「様式２－２」は「様式２－５」と読み替える。

(5) 選抜

ア 選抜の方法

- ㉮ 帰国生徒等特別入学者選抜を実施する高等学校長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする帰国生徒等特別入学者選抜委員会を構成し、選抜を実施する。
- ㉯ 帰国生徒等特別入学者選抜は、入学者選抜学力検査を行わず、調査書、面接、作文等を総合的に勘案して実施するものとする。ただし、調査書を活用するに当たっては、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないようにすること。また、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記載についても、生徒の状況等に応じ、当該記載が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。
- ㉺ 実施校の長は、検査会場等における感染症対策について適切な措置を講ずること。

イ 選抜の内容

帰国生徒等特別入学者選抜における面接は、【2】7(2)ウ㉮の例により実施計画、質問事項、評価項目及び方法等を定め、次のとおり行う。

- ㉮ 対象：帰国生徒等特別入学志願者全員
- ㉯ 期日：令和9年2月2日（火）
- ㉺ 場所：志願先高等学校

(6) 選抜結果の通知及び発表等

【3】7の規定を準用する。この場合において、「推薦」とあるのは「帰国生徒等特別」と読み替えるものとする。

(7) その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は実施校において定めるものとする。

2 学力検査における帰国生徒等の特例措置

(1) 特例措置の概要

【2】7の一般入学者選抜を受検する帰国生徒等が、次のいずれかに該当する者である場合で、志願先高等学校長が必要と認めるときは、【2】7(2)イの学力検査の際に特例措置を受けることができる。

ア 中国引揚者等生徒で、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者

イ 海外勤務者帰国生徒で、海外の日本人学校又は補習授業校のない地に引き続き3年以上在留し、かつ、令和7年4月1日以降に帰国した者

ウ 外国籍を有する者の子で、中学校等又はこれに準ずる学校に編入学した者

(2) 申請手続等

ア (1)の特例措置を受ける場合の手続は、次のとおりとする。

- ㉮ 出身中学校長は、原則、(1)の特例措置の必要があると認められる帰国生徒等が出願する前に、その志願先高等学校長に、その旨を申し出る。
- ㉯ 志願先高等学校長は、㉮の申出を受けたときは、適用申請書の提出期日について中学校長に連絡し、出身中学校長は、その期日までに適用申請書を志願先高等学校長に提出する。
- ㉺ 志願先高等学校長は、出身中学校長から提出を受けた適用申請書により特例措置の適否を審査し、その結果を出身中学校長及び県教育庁高校教育課長に文書（当該志願先高等学校長が定める様式）により通知する。

イ ア㉮の帰国生徒等が【2】3の出願変更をした場合、志願先高等学校長は、変更先高等学校長に適用申請書を送付するものとする。

(3) 特例措置の内容

特例措置を受けた帰国生徒等の学力検査の実施に当たっては、次のとおりの措置をとるものとする。

ア 学力検査時間の延長

【2】7(2)イ(ウ)ｂの日程を、「国語」は25分、それ以外の教科は15分延長する。

特例措置を受けた場合の日程は、次のとおり。

				通常の試験の時間
3月3日(水)	10:00～11:15	(75分間)	国語	<10:00～10:50>
	11:35～12:40	(65分間)	理科	<11:10～12:00>
	13:40～14:45	(65分間)	英語	<13:00～13:50>
(聞き取りテスト12分間程度を含む。)				
3月4日(木)	9:40～10:45	(65分間)	社会	<9:40～10:30>
	11:05～12:10	(65分間)	数学	<10:50～11:40>

イ 学力検査問題の漢字等のふり仮名

学力検査問題の一部について、ふり仮名を付す。

(4) 選抜方法

特例措置を受けた帰国生徒等の選抜は、【2】7(1)イに規定するもののほか、出身中学校長からの**適用申請書**の内容に基づく海外在住時及び帰国後の学習や生活の状況等を考慮し、総合的に判定するものとする。

〔5〕第二次入学者選抜

1 方針

第一次入学者選抜（【2】、【3】及び【4】並びに連携型及び併設型中高一貫教育校入学者選抜をいう。以下同じ。）で不合格になった入学志願者に対して再度受検機会を与え、高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を的確に評価しつつ高等学校で学ぶ意思をもつ者に教育の機会を積極的に提供するとともに、学校の活性化を図る。

2 実施する学校、学科及び募集枠

- (1) 第二次入学者選抜は、第一次入学者選抜の合格者数が【1】1の募集定員に満たない学科において実施するものとする。ただし、開陽高等学校においては第二次入学者選抜は実施しない。
- (2) 実施学科及び募集枠は、第一次入学者選抜の合格者発表の当日（令和9年3月12日（金））に県教育委員会が発表する。

3 出願資格等

(1) 出願資格

- ア 第二次入学者選抜に出願できる者は、第一次入学者選抜のいずれかの出願資格を有し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、私立高等学校に合格し、入学手続をした者は出願できないものとする。
- ケ 高等学校を受検し、合格しなかった者
- ク 高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者
- コ 県外からの保護者の転勤等の理由により、高等学校を志願する者

イ ア(㉔)の要件に該当する者のうち、【2】7の選抜を受検し、合格しなかった者は、同一校の同一学科には出願できないものとする。この場合における「同一学科」は、【6】1の規定により学科併願した学科及び【6】2に規定するくり募集の各学科を含むものとする。

ウ 奄美高等学校定時制において、第二次入学者選抜を実施する場合は、就職等の理由により、第一次入学者選抜に出願しなかった者も、第二次入学者選抜に出願できるものとする。

(2) 出願資格確認方法

ア 出身中学校長は、本人等の申出により、出願資格を確認するものとする。

イ (1)アただし書きに該当するか否かは、アの申出によるほか、次の方法により確認するものとする。

(㉔) 私立高等学校から入学手続者名簿の送付があった場合は、その名簿により、本人等の申出の確認をする。私立高等学校から入学手続者名簿の送付がない場合は、本人等の申出に基づいて処理する。

(㉕) 本人等の申出の内容等が不明又は本人等の申出と入学手続等名簿に相違がある場合は、出身中学校長が直接私立高等学校長に電話して確認する。

4 全日制普通科への出願

(1) 第二次入学者選抜において、全日制普通科への入学を志願する場合、志願できる高等学校は、【2】2(3)の例による。

(2) 第一次入学者選抜において、【2】2(3)ア(㉔)及び(㉕)に規定する許可又は指定を受けて志願した者が、第二次入学者選抜に志願する場合は、その許可又は指定を受けた学区内の高等学校に志願するものとし、改めての申請等は不要とする。

5 出願

(1) 出願期間

令和9年3月17日(水)から3月18日(木)正午(必着)まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 入学願書の提出

出願は、1人1校1学科に限る。ただし、学科併願による募集を行う高等学校においては、複数の学科に出願することができる。

(3) 出願手続等

ア 第二次入学者選抜により入学を志願する者は、**入学願書(第二次入学者選拔用)**(志願先高等学校が様式18に基づき作成したもの。以下「第二次入学者選抜入学願書」という。)を出身中学校長を経て、志願先高等学校長へ提出しなければならない。

イ アの入学願書には、【2】2(4)ア②に規定する書類等を添付又は貼付しなければならない。

ウ 入学検定料については、以下のとおりとする。

(㉔) 県立高等学校の全日制の課程の場合 2,200 円

(㉕) 県立高等学校の定時制の課程の場合 950 円

※ 県立高等学校への入学志願者で、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、(㉔)及び(㉕)に規定する入学検定料を免除する。

エ 入学検定料の納入については、電子申請システムによるオンライン納付(クレジットカード決済)を原則とする。やむを得ない理由により、オンライン納付が利用できない場合は、鹿児島県収入証紙による納付は可能であるが、納入通知書による納付は出願期間の関係上利用できない。納付ができない場合は、中学校を通じて県教育庁高校教育課(099-286-5291)まで連絡すること。

ただし、市立高等学校の入学検定料の納付については、当該高等学校を所管する市教育委員会（以下「当該市教育委員会」という。）の定めるところによる。

【電子申請システムによるオンライン納付方法】

- ① **電子申請システム（オンライン納付用）**により申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付する。

なお、申請期限は、各中学校等が定めた期日とする。

- ② 納付完了通知書*1を出力し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（オンライン納付用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi>

定時制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-teiji>

オ 第二次入学者選抜を受検する入学志願者で、**3(1)ア(イ)又は(ウ)**に該当する場合、その具体的内容を記載した意見書（任意の様式）を、アの第二次入学者選抜入学願書に添えて提出するものとする。

カ 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の入学者志願者は、**自己申告書**（様式20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、志願先高等学校に伝えたいことを入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

(4) **第二次入学者選抜入学願書等の提出**

ア 出身中学校長は、(1)に規定する出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

(ケ) **第二次入学者選抜入学願書**（(3)アで提出を受けたもの）

(イ) **第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-3）

(ウ) **調査書**（様式4-1）

イ ア(ウ)については、**【2】9**に基づき作成するものとする。

ウ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は、**第二次入学者選抜入学願書等の提出**に併せて、その旨を志願先高等学校長に申し出るものとする。

エ 出身中学校長（県外の中学校等を除く。）は、当該中学校が所属する地区の教育事務所長（鹿児島市内の中学校にあっては鹿児島市教育委員会教育長、県立中学校にあっては県教育庁高校教育課長）に、**第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-3）を(1)に規定する出願期間内に提出するものとする。

(5) **第二次入学者選抜入学願書の受付及び報告**

ア 高等学校長は、第二次入学者選抜入学願書の提出があった場合、**【2】2(6)ア**の例により受付を行うものとする。

イ 高等学校長は、第二次入学者選抜入学願書を受け付けた場合は、**第二次入学者選抜受検票**を出身中学校長を経て入学志願者に交付するものとする。

ウ 高等学校長は、自校の第二次入学者選拔出願者数を別途指定する方法により**令和9年3月18日（木）午後1時まで**に県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

エ 高等学校長は、(4)アの提出があった出身中学校長に**第二次入学者選拔出願者総括表**（様式2-4）を令和9年3月18日（木）午後4時30分までにメールで送付し、**令和9年3月19日（金）まで**に郵送等により、通知するものとする。

6 選抜

(1) 選抜の方法

ア 第二次入学者選抜を実施する高等学校長は、選抜の公正を期するために、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 第二次入学者選抜は、調査書の記録、当該高等学校で実施する面接及び作文、第一次入学者選抜における学力検査の結果等を総合的に勘案して実施するものとする。ただし、調査書を活用するに当たっては、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないようにすること。また、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記載についても、生徒の状況等に応じ、当該記載が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。

ウ 第二次入学者選抜を実施する高等学校長は、検査会場等における感染症対策について適切な措置を講ずること。

(2) 選抜の内容

ア 面接及び作文

第二次入学者選抜における面接は、【2】7(2)ウ(㌸)の例により実施計画、質問事項、評価項目及び方法等を定め、次のとおり行う。

(㌸) 対象：入学志願者全員

(イ) 期日：令和9年3月19日（金）

(㌸) 場所：志願先高等学校

イ 健康診断

※ 健康診断は、【2】7(1)ウ(㌸)の承認を受けた学科又は小学科に限り、実施することができる。

(3) 合格者の発表

令和9年3月23日（火）午後2時以後、各高等学校が定める方法により受検番号で発表する。

7 調査書等の書類による選考

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等への罹患の影響、その他、本人に帰責されないやむを得ない事情により令和9年3月19日（金）の「第二次入学者選抜」を受検できない入学志願者については、以下の方法で調査書等の書類による選考を可能とする。

(1) 「第二次入学者選抜」を受検できない入学志願者で「調査書等の書類による選考」を申し出る者は、令和9年3月17日（水）から3月19日（金）正午までに以下の提出書類を出身中学校長に提出するものとする。

（提出書類）

- ・ 第二次入学者選抜に係る申出書（様式24-1）

(2) 出身中学校長は、「調査書等の書類による選考」の申出があった場合、直ちに以下の提出書類を当該申出高等学校長に提出するものとする。

（提出書類）

ア 第二次入学者選抜に係る申出書（様式24-1）

イ 第二次入学者選抜に係る参考資料（様式24-2）

8 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は実施校において定めるものとする。

〔6〕学科併願・くくり募集

1 学科併願による募集

(1) 実施する学校及び学科

ア 学科（小学科を含む。）を複数有する高等学校にあっては、学科間の志願順位を付した併願（以下「学科併願」という。）による募集をすることができる。

イ 学科併願による選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

(2) その他

ア 実施に当たっての必要な事項は、実施校において定めるものとする。

イ 全日制普通科を含む学科併願の場合、志願できる高等学校は、〔2〕2(3)の例による。

2 くくり募集

(1) 実施する学校及び学科

ア 専門教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業、家庭及び水産に関する学科のそれぞれに属する2以上の関連する小学科について、一括して募集（以下「くくり募集」という。）をすることができる。

イ くくり募集による選抜を実施しようとする高等学校長は、別に指定する期日までに県教育委員会教育長に届け出なければならない。

(2) その他

実施に当たっての必要な事項は、実施校において定めるものとする。

〔7〕県外の高等学校への志願

- 1 鹿児島県以外の公立高等学校を志願する者（以下「県外高等学校への志願者」という。）は、志願先の都道府県の定める入学者選抜（実施）要綱に基づいて手続等を行うものとする。
- 2 県外高等学校への志願者は、志願先都道府県から鹿児島県教育委員会の承諾書を求められた場合は、志願先高等学校又は志願先都道府県教育委員会の定める様式を、出身中学校長を経て、鹿児島県教育委員会に申請するものとする。
- 3 県外高等学校への志願者で、鹿児島県公立高等学校を志願しないことの証明を求められている場合は、**県外公立高等学校志願についての証明書**（様式 19）を、出身中学校長を経て、鹿児島県教育委員会に提出し、確認を受けるものとする。ただし、志願先の都道府県で様式が定められているものについては、それに従うものとする。
- 4 2及び3の申請先は、次のとおりとし、申請に当たっては返信用のレターパックプラス（郵便番号及び宛名を明記）を同封するものとする。

申請先：鹿児島県教育庁高校教育課長（〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-5291）

〔8〕その他

高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

Ⅱ 単位制における全日制・定時制・通信制課程の高等学校（開陽高等学校）

〔１〕全日制課程

１ 選抜の種類及び募集枠

単位制（開陽高等学校）の全日制課程の入学選抜は年４回実施するものとし、その種類及び募集枠（入学選抜の種類ごとの募集定員のことをいう。以下同じ。）は次のとおりとする。

ただし、普通科及び福祉科の第２回及び第３回並びに普通科の第４回の募集枠については、前回までの選抜が募集枠に満たなかった場合、その欠員分を追加することができるものとする。

（１）選抜の種類

- ア 第１回入学選抜 推薦入学選抜（学校推薦・自己推薦）
- イ 第２回入学選抜 高等学校入学選抜学力検査
- ウ 第３回入学選抜 転入学・編入学・転籍入学選抜
- エ 第４回入学選抜 後期入学選抜

（２）募集枠

- ア 第１回入学選抜 普通科 募集定員の 15% 福祉科 募集定員の 15%
- イ 第２回入学選抜 普通科 募集定員の 50% 福祉科 募集定員の 80%
- ウ 第３回入学選抜 普通科 募集定員の 20% 福祉科 募集定員の 5%
- エ 第４回入学選抜 普通科 募集定員の 15%

２ 出願資格

１（１）の各入学選抜の出願資格は、それぞれ次のとおりとする。

（１）第１回入学選抜（推薦入学選抜）

- ア 学校推薦
令和９年３月に本県の中学校等を卒業する見込みの者
- イ 自己推薦
次のいずれかに該当する者
 - ㏸ 令和９年３月に本県の中学校等を卒業する見込みの者
 - ㏹ 20歳未満（令和９年４月１日現在）の者で本県の中学校等を卒業し、現在、本県に在住している者で、高等学校に在籍したことがない者又は高等学校に在籍したが修得単位を持たない者

（２）第２回入学選抜（高等学校入学選抜学力検査）

Ⅰ〔２〕１の要件に該当する者

（３）第３回入学選抜（転入学・編入学・転籍入学選抜）

次に掲げる選抜のそれぞれに定める資格に該当する者

- ア 転入学選抜
開陽高等学校以外の高等学校に在籍している者
- イ 編入学選抜
高等学校等に在籍したことがあり、修得単位を有する者
- ウ 転籍入学選抜
開陽高等学校の定時制課程又は通信制課程に在籍している者

（４）第４回入学選抜（後期入学選抜）

（２）又は（３）に該当する者

3 出願

単位制の全日制課程における出願は、それぞれ次のとおり行うものとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

ア 学校推薦

I【3】4の例による。

イ 自己推薦

I【3】4の例による。ただし、自己推薦においては、「推薦」とあるのは「自己推薦」、「推薦書（様式10-1）」とあるのは、「開陽高等学校長が指定する自己推薦書」と読み替えるものとし、調査書（様式4-1）は、提出不要とする。

※ 調査書について、合格した場合は、後日提出するものとする。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I【2】2及び3の例による。なお、普通科及び福祉科の学科併願を行うことができるものとする。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

次のアからウまでにおいて、普通科、福祉科及び定時制課程普通科の3学科間の学科併願を行うことができるものとし、各選抜に規定する以外の手続等は別に定める。

ア 転入学選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

イ 編入学選抜

本人又は代理人が直接提出する。

ウ 転籍入学者選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

(2)及び(3)を準用する。ただし、学科併願は行うことができないものとする。

4 県外からの出願

県外からの入学志願者についての出願手続等は次のとおりとする。

(1) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I【2】6の例による。

(2) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 転入学選抜

3(3)アの例による。

イ 編入学選抜

3(3)イの例による。

(3) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

3(4)の例による。

5 選抜

単位制の全日制課程における選抜に関する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

ア 日程 **令和9年2月2日（火）**

イ 選抜方法及び内容

I【3】6の規定を準用する。この場合において「推薦入学者選抜は、学校推薦方式における中学校長の推薦書又は自己推薦方式における志望理由書、調査書等の記録及び推薦入学者選抜を実施する高等学校において実施する面接（プレゼンテーション等）等」とあるのはそれぞれ次のとおり読み替えるものとする。

㌸ 学校推薦の場合：作文、面接対話及び提出された書類等

㌹ 自己推薦の場合：自己表現又は作文、面接対話及び提出された書類等

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

ア 日程 **令和9年3月3日（水）から3月4日（木）まで**

イ 選抜方法及び内容

I【2】7及び8の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 日程 **令和9年3月15日（月）**

イ 選抜方法及び内容

学力検査（国語、数学、英語）、面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

ア 日程 **令和9年9月13日（月）**

イ 選抜方法及び内容

学力検査（数学、英語、社会、理科）、作文、面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

6 検査会場等における感染症対策について

I【2】7(イ)(㌸)による。

7 選抜結果の発表

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

I【3】7の例による。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I【2】7(3)の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

令和9年3月18日（木）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

令和9年9月17日（金）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

8 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は開陽高等学校において定めるものとする。

〔2〕定時制課程

1 選抜の種類及び募集枠

単位制（開陽高等学校）の定時制課程の入学選抜は年4回実施するものとし、その種類及び募集枠は次のとおりとする。

ただし、第2回から第4回の募集枠については、前回までの選抜が募集枠に満たなかった場合、その欠員分を追加できるものとする。

(1) 選抜の種類

- ア 第1回入学選抜 推薦入学選抜（自己推薦のみ）
- イ 第2回入学選抜 高等学校入学選抜学力検査
- ウ 第3回入学選抜 転入学・編入学・転籍入学選抜
- エ 第4回入学選抜 後期入学選抜

(2) 募集枠

- ア 第1回入学選抜 普通科・オフィス情報科とも募集定員の10%
- イ 第2回入学選抜 普通科 募集定員の40% オフィス情報科 募集定員の50%
- ウ 第3回入学選抜 普通科 募集定員の35% オフィス情報科 募集定員の25%
- エ 第4回入学選抜 普通科・オフィス情報科とも募集定員の15%

2 出願資格

1 (1)の各入学選抜の出願資格は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第1回入学選抜（推薦入学選抜）

次のいずれかに該当する者

- ア 令和9年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者
- イ 20歳未満（令和9年4月1日現在）の者で本県の中学校等を卒業し、現在、本県に在住している者で、高等学校に在籍したことがない者又は高等学校に在籍したが修得単位を持たない者

(2) 第2回入学選抜（高等学校入学選抜学力検査）

I〔2〕1の要件に該当する者

(3) 第3回入学選抜（転入学・編入学・転籍入学選抜）

次に掲げる選抜のそれぞれに定める資格に該当する者

- ア 転入学選抜
開陽高等学校以外の高等学校に在籍している者
- イ 編入学選抜
高等学校等に在籍したことがあり、修得単位を有する者
- ウ 転籍入学選抜
開陽高等学校の全日制課程又は通信制課程に在籍している者

(4) 第4回入学選抜（後期入学選抜）

(2)又は(3)に該当する者

3 出願

単位制の定時制課程における出願は、それぞれ次のとおり行うものとする。

(1) **第1回入学者選抜**（推薦入学者選抜）

I【3】4を準用する。この場合において、「推薦」とあるのは「自己推薦」、「**推薦書**（様式10－1）」とあるのは、「開陽高等学校長が指定する自己推薦書」と読み替えるものとし、**調査書**（様式4－1）は、提出不要とする。

※ 調査書について、合格した場合は、後日提出するものとする。

(2) **第2回入学者選抜**（高等学校入学者選抜学力検査）

I【2】2及び3の例による。なお、普通科及びオフィス情報科の学科併願を行うことができるものとする。

(3) **第3回入学者選抜**（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

次のアからウにおいて、普通科、オフィス情報科及び全日制課程普通科の3学科間の学科併願を行うことができるものとし、各選抜に規定する以外の手続等は別に定める。

ア 転入学選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

イ 編入学選抜

本人又は代理人が直接提出する。

ウ 転籍入学者選抜

在籍中の高等学校長を経て、当該高等学校長へ提出する。

(4) **第4回入学者選抜**（後期入学者選抜）

(2)及び(3)を準用する。なお、普通科及びオフィス情報科の学科併願を行うことができるものとする。

4 県外からの出願

県外からの入学志願者についての出願手続等は次のとおりとする。

(1) **第2回入学者選抜**（高等学校入学者選抜学力検査）

I【2】6の例による。

(2) **第3回入学者選抜**（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 転入学選抜

3(3)アの例による。

イ 編入学選抜

3(3)イの例による。

(3) **第4回入学者選抜**（後期入学者選抜）

3(4)の例による。

5 選抜

単位制の定時制課程における選抜に関する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

ア 日程 **令和9年2月2日（火）**

イ 選抜方法及び内容

I【3】6の規定を準用する。この場合において、「推薦入学者選抜は、学校推薦方式における中学校長の推薦書又は自己推薦方式における志望理由書、調査書等の記録及び推薦入学者選抜を実施する高等学校において実施する面接（プレゼンテーション等）等」とあるのは、「自己表現の内容、面接対話及び自己推薦書」と読み替えるものとする。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

ア 日程 **令和9年3月3日（水）から3月4日（木）まで**

イ 選抜方法及び内容

I【2】7及び**8**の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

ア 日程 **令和9年3月15日（月）**

イ 選抜方法及び内容

学力検査（国語、数学、英語）、面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

ア 日程 **令和9年9月13日（月）**

イ 選抜方法及び内容

作文、面接対話及び提出された書類等を総合して選抜する。

6 検査会場等における感染症対策について

I【2】7(イ)(ウ)による。

7 選抜結果の発表

(1) 第1回入学者選抜（推薦入学者選抜）

I【3】7の例による。

(2) 第2回入学者選抜（高等学校入学者選抜学力検査）

I【2】7(3)の例による。

(3) 第3回入学者選抜（転入学・編入学・転籍入学者選抜）

令和9年3月18日（木）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

(4) 第4回入学者選抜（後期入学者選抜）

令和9年9月17日（金）午前11時以後に開陽高等学校が定める方法により発表

8 定時制課程における特例措置

第2回入学者選抜については、**I【2】2(7)**の例により特例措置を受けることができるものとする。

9 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は開陽高等学校において定めるものとする。

〔３〕通信制課程

１ 募集定員及び出願資格等

- (1) 単位制の通信制課程における募集は、募集定員を特に定めずに前期・後期の年２回実施するものとする。
- (2) 通信制課程の学科は、普通科及び衛生看護科とする。なお、衛生看護科に入学する者は、技能連携を行って
いる准看護学校に在籍しなければならないものとする。
- (3) 出願資格は、**Ⅰ【２】１**に該当する者で、かつ、原則として県内に在住する者とする。
- (4) 通信制課程における転入学・編入学・転籍入学については、開陽高等学校長が別に定めるものとする。

２ 出願

(1) 出願期間

前期 **令和９年３月８日（月）から３月２６日（金）正午（必着）まで**

後期 **令和９年８月５日（木）から８月２０日（金）正午（必着）まで**

(2) 出願手続

ア 通信制課程への入学志願者は、開陽高等学校長に**入学願書**（様式１－１に基づき開陽高等学校が作成したもの）、**調査書**（様式４－１）を(1)に規定するそれぞれの出願期間内に提出するものとする。

イ やむを得ない事情によって、所定の調査書を提出できない場合は、その理由を付し、調査書に代わる資料を提出するものとする。

ウ 通信制課程に係る入学願書等は開陽高等学校に請求するものとする。

※ 郵送による交付を希望する場合は、返信用の定形封筒（角形２号 24 cm×33 cmの封筒に、320 円分の切手を貼り、自分の住所及び氏名を明記したもの）を同封すること。

３ 県外からの出願

県外からの入学志願者の出願については、**２**の例による。

４ 選抜

開陽高等学校長は、次の方法により通信制課程の入学者を選抜するものとする。

- (1) 選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。
- (2) 選抜は、入学願書、調査書等の記録を総合して行う。

５ 結果の通知

開陽高等学校長は、選抜の結果について、前期は**令和９年４月１日（木）から４月２日（金）までに**、後期は**令和９年９月２日（木）までに**「選抜結果通知書」を、入学志願者本人宛てに発送する。

６ その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は開陽高等学校において定めるものとする。

〔４〕その他

高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

Ⅲ 連携型中高一貫教育校（喜界高等学校及び与論高等学校）

〔１〕連携型中高一貫教育に係る選抜

１ 募集枠

連携型中高一貫教育に係る選抜の募集枠は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 喜界高等学校

募集定員から帰国生徒等特別入学者選抜の合格内定者数を減じた数を上限とする数。

(2) 与論高等学校

募集定員から推薦入学者選抜及び帰国生徒等特別入学者選抜の合格内定者数を減じた数を上限とする数。

２ 出願資格

連携型中高一貫教育に係る選抜への出願資格は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 喜界高等学校

喜界町立喜界中学校（連携型中学校）を令和９年３月卒業見込みの者

(2) 与論高等学校

与論町立与論中学校（連携型中学校）を令和９年３月卒業見込みの者

３ 出願

(1) 出願期間

令和９年１月１９日（火）から１月２５日（月）正午（必着）まで

※ 出願の受付時間は、締切日を除き、平日の午前８時３０分から午後４時３０分まで

(2) 出願手続等

ア 連携型中高一貫教育に係る選抜への入学志願者は、**入学願書**（連携型高等学校長が様式１－１に基づいて作成したもの）を連携型中学校長を経て、連携型高等学校長に提出しなければならない。

イ アの入学願書には、**I【２】２(4)ア②**に規定する書類等を添付又は貼付しなければならない。

ウ 特別な理由等により年間の欠席日数が３０日以上入学志願者は、**自己申告書**（様式２０）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、志願先高等学校に伝えたいことを入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

エ 入学検定料については、２,２００円とする。

※ 県立高等学校への入学志願者で、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。

オ 入学検定料の納付方法

入学検定料の納入は、原則として、別途指定する電子申請システムによるオンライン納付（クレジットカード決済）によるものとする。

【電子申請システムによるオンライン納付方法】

- ① **電子申請システム（オンライン納付用）**により申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付する。

なお、申請期限は、各中学校等が定めた期日とする。

- ② 納付完了通知書*1を出力し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（オンライン納付用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi>

※ やむを得ない理由により、オンライン納付が利用できない場合は、納入通知書による納付とする。

また、鹿児島県収入証紙による納付も可とする。

【納入通知書による納付方法】

- ① **電子申請システム（納入通知書用）**により申請を行う。なお、申請期限は令和8年12月31日（木）までとする。

- ② 電子申請システムによる申請後、県から送付される納入通知書により、所定の納付場所（納入通知書に記載の銀行、郵便局等）で入学検定料を現金で納付する。

- ③ 領収日付印の入った鹿児島県納入通知書兼領収証書*2を納付場所で受領し、入学検定料（鹿児島県納入通知書兼領収証書）貼付台紙（様式1－2）に貼付し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（納入通知書用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi-nounyututi>

【鹿児島県収入証紙による納付方法】

鹿児島県収入証紙（令和8年9月販売終了）を使用する場合は、入学検定料分の鹿児島県収入証紙*3を入学願書の所定の欄に貼付する。

(3) **入学願書等の提出**

ア 連携型中学校長は、(1)に規定する出願期間内に、次の書類を連携型高等学校長に提出するものとする。

(ケ) **入学願書**（(2)アで提出を受けたもの）

(イ) **課題レポート**

(ウ) **連携型中高一貫教育校入学者選拔出願者総括表**（様式2－6）

イ 連携型中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を連携型高等学校長に申し出るものとする。

ウ 連携型中学校長は、(1)に規定する出願期間内に、連携型中高一貫教育校入学者選拔出願者総括表（様式2－6）を大島教育事務所に届け出るものとする。

(4) **入学願書の受付及び報告**

ア 連携型高等学校長は、(3)アの提出があった場合は、その記載事項について、誤記や記載漏れ等がないか確認の上、受付を行うものとする。

イ 連携型高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、連携型中高一貫教育に係る選抜の受検票を、連携型中学校長を経て、入学志願者に交付するものとする。

ウ 連携型高等学校長は、出願者数を別途指示する方法により**令和9年1月25日（月）午後1時まで**に県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

4 選抜

(1) 選抜の方法

ア 連携型高等学校長は、選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜を実施する。

イ 連携型中高一貫教育に係る選抜は、課題レポート、作文及び面接等の結果を総合して行う。

(2) 選抜の内容

ア 面接及び作文

連携型中高一貫教育に係る選抜における面接は、I【2】7(2)ウ(㏍)の例により実施計画、質問事項、評価項目及び方法等を定め、次のとおり行う。

(㏍) 対象：入学志願者全員

(イ) 期日：令和9年2月2日（火）

(㏍) 場所：連携型高等学校

イ 健康診断

※ 健康診断は、I【2】7(1)ウ(㏍)の承認を受けた学科又は小学科に限り、実施することができる。

(3) 検査会場等における感染症対策について

I【2】7(1)エ(㏍)による。

5 選抜結果の通知及び合格者の発表等

I【3】7（(2)ウを除く。）を準用する。この場合において「推薦」とあるのは、「連携型中高一貫教育校」と読み替えるものとする。

6 合格内定者とならなかった者の出願

選抜の結果、合格内定者とならなかった者は、それぞれ次に掲げる手続により出願できる。

(1) 連携型高等学校へ出願する場合（I【5】第二次入学者選抜に限る。）

I【5】を準用する。この場合において、I【5】3(1)イの規定については適用を除外するものとし、I【5】5(2)から(4)までの規定については、連携型中高一貫教育に係る選抜の受検票を出願期間内に連携型高等学校長へ提出し、改めて受検票の交付を受けることをもってこれに代えるものとする。

(2) 連携型高等学校以外へ出願する場合

次の手続をとるものとする。

ア 連携型中高一貫教育に係る選抜の受検票を、I【2】2(1)に規定する出願期間内に当該連携型高等学校長に提出し、当該連携型高等学校長から、「受検票を受理したことの証明書」の交付を受ける。

イ アの手続をとった上で、I【2】3の規定を準用して手続を行う。この場合において、「推薦」とあるのは「連携型中高一貫教育校」、「交付を受けた受検票」とあるのは「受検票を受理したことの証明書」と読み替えるものとする。

※ この場合においては、読み替えて準用するI【2】3(2)ウの規定によりI【2】2(4)イに規定する入学検定料の納付が必要となるため、留意すること。

〔2〕連携型中高一貫教育に係る選抜以外の入学者選抜

1 一般入学者選抜

(1) 連携型高等学校における一般入学者選抜を、連携型中学校出身以外の者及び連携型中学校を卒業した者について実施する。

- (2) (1)の一般入学者選抜に係る募集枠は、募集定員から連携型中高一貫教育に係る選抜及び帰国生徒等特別入学者選抜（与論高等学校にあっては、連携型中高一貫教育に係る選抜、帰国生徒等特別入学者選抜及び推薦入学者選抜）の合格内定者数を減じた数を上限とするものとする。
- (3) 出願については、Ⅰ【2】2の例による。
- (4) 選抜については、Ⅰ【2】7の例による。

2 推薦入学者選抜

- (1) 与論高等学校において、与論町立与論中学校の第3学年の在籍者数（令和8年5月1日現在）が、募集定員を下回っている場合に限り、推薦入学者選抜を実施することができる。
- (2) (1)の推薦入学者選抜については、Ⅰ【3】を準用する。この場合において、Ⅰ【3】3(1)ア(㌿)中「本県の中学校等」とあるのは「本県の中学校等（与論町立与論中学校を除く。）」と読み替えるものとする。

3 帰国生徒等の入学者選抜

Ⅰ【4】の例による。

4 第二次入学者選抜

Ⅰ【5】の例による。

5 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は連携型高等学校において定めるものとする。

〔3〕その他

高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

IV 併設型中高一貫教育校（楠隼高等学校）

〔1〕募集定員及び出願資格

1 募集定員

併設型中高一貫教育校（楠隼高等学校）の募集定員は、90 人（楠隼中学校からの入学者（60 人以内）を含む。）とする。

楠隼中学校からの入学予定者数については、12 月下旬に県教育委員会ホームページ等で公表する。

2 出願資格

出願資格は、次のいずれかに該当する男子とする。

- (1) 令和 9 年 3 月に中学校等を卒業する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条に該当する者

〔2〕出願

1 出願期間

令和 9 年 1 月 8 日（金）から 1 月 15 日（金）まで（当日消印有効）

2 出願手続

- (1) 楠隼高等学校への入学志願者は、楠隼高等学校が作成する**入学願書**を郵送（簡易書留）にて、楠隼高等学校長に提出するものとする。
- (2) (1)の入学願書には、**Ⅰ〔2〕2(4)ア②**に規定する書類等を添付又は貼付しなければならない。
- (3) 特別な理由等により年間の欠席日数が 30 日以上入学志願者は、**自己申告書**（様式 20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。

※ 自己申告書は、志願先高等学校に伝えたいことを入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名及び本人の氏名を記入して提出すること。

- (4) 入学検定料については、2,200 円とする。

※ 県立高等学校への入学志願者で、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。

- (5) 入学検定料の納付方法

入学検定料の納入は、原則として、別途指定する電子申請システムによるオンライン納付（クレジットカード決済）によるものとする。

【電子申請システムによるオンライン納付方法】

- ① **電子申請システム（オンライン納付用）**により申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付する。

なお、申請期限は、各中学校等が定めた期日とする。

- ② 納付完了通知書*1を出力し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（オンライン納付用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi>

※ やむを得ない理由により、オンライン納付が利用できない場合は、納入通知書による納付とする。
また、鹿児島県収入証紙による納付も可とする。

【納入通知書による納付方法】

- ① **電子申請システム（納入通知書用）**により申請を行う。なお、申請期限は令和8年12月31日（木）までとする。
- ② 電子申請システムによる申請後、県から送付される納入通知書により、所定の納付場所（納入通知書に記載の銀行、郵便局等）で入学検定料を現金で納付する。
- ③ 領収日付印の入った鹿児島県納入通知書兼領収証書*2を納付場所で受領し、入学検定料（鹿児島県納入通知書兼領収証書）貼付台紙（様式1－2）に貼付し、入学願書に添付する。

〔電子申請システム（納入通知書用）URL〕

全日制 <https://ttzk.graffier.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/koukounyushi-zennichi-nounyututi>

【鹿児島県収入証紙による納付方法】

鹿児島県収入証紙（令和8年9月販売終了）を使用する場合は、入学検定料分の鹿児島県収入証紙*3を入学願書の所定の欄に貼付する。

- (6) 入学志願者は、(I)の入学願書を提出する際は、**調査書**及びその他楠隼高等学校長が指定する書類等を併せて提出するものとする。

なお、調査書については、入学志願者の依頼を受けて、出身中学校が、令和9年度楠隼高等学校入学者選抜実施要綱及び楠隼高等学校が作成した募集要項に示された様式により作成し、厳封（緘印を押印すること。）したものを提出するものとする。

- (7) 入学志願者又はその保護者は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする場合は、入学願書等の提出に併せてその旨を楠隼高等学校長に申し出るものとする。
- (8) 楠隼高等学校入学者選抜に出願した者は、高等学校入学者選抜のうち、**I【3】**、**I【4】**、**II【1】1(I)**ア、**II【2】1(I)**ア、及び**III【1】**に出願できないものとする。
- (9) 楠隼高等学校長は、入学者選拔出願者数を別途指示する方法で県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

3 入学願書の受付

- (1) 楠隼高等学校長は、**2(I)**の入学願書の提出があった場合は、入学願書の記載事項について、誤記や記載漏れ等がないかを確かめた上で、入学願書の受付を行うものとする。
- (2) 楠隼高等学校長は、入学願書を受け付けた場合は、受検票を入学者志願者に交付するものとする。
- (3) 楠隼高等学校長は、受け付けた入学願書に不正を発見した場合は、入学許可後であっても入学を取り消すことができる。

〔3〕選抜

1 方針

選抜は、楠隼高等学校の求める生徒像に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行い、その理由が説明されることが適切であることに十分留意すること。

2 方法

楠隼高等学校長は、入学者を次の方法で選抜する。

- (I) 選抜の公正を期するため、あらかじめ自身を委員長とする選抜委員会を構成して選抜する。

- (2) 選抜は、国語、数学及び英語の3教科について行う学力検査、面接、調査書その他提出された書類等を総合して行う。なお、調査書を活用するに当たっては、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないようにすること。また、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記載についても、生徒の状況等に応じ、当該記載が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。
- (3) 入学志願者又はその保護者から身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とすることについて申出があった場合、楠隼高等学校長は、受検者の人権に十分配慮し、学力検査の実施の際に当該受検者の障害等の程度に応じて、別室での受検、検査室の座席、補聴器等の使用など適切な措置を講ずること。
- (4) 検査会場等における感染症対策については、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行等の感染症の特徴に応じた対策を、それぞれの地域や検査会場、検査方法に見合った形で講じること。なお、監督者や面接官等の業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心がけるとともに、実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めること。
- (5) 楠隼高等学校入学者選抜の合格者数が募集定員に満たない場合は、鹿児島県公立高等学校入学者選抜第一次入学者選抜（一般入学者選抜）及び第二次入学者選抜を実施する。当該選抜の実施の有無、募集定員については、県教育委員会ホームページ等で公表する。

3 選抜内容

(1) 学力検査

ア 出題の方針

学力検査問題は、中学校の教育課程に基づく学習の成果として、思考力・判断力・表現力等や課題解決的な学習の成果等をみるものとする。

イ 実施方法

学力検査は、次のとおり行う。

(㍿) 教 科 国語、数学、英語

(㍿) 期日・日程 **令和9年2月2日（火）** 10：00 集合
 10：00～10：10 （10分間） 点呼・日程説明
 10：30～11：00 （30分間） 国語
 11：15～11：45 （30分間） 数学
 12：00～12：30 （30分間） 英語
 （聞き取りテストを含む。）

(㍿) 検 査 場 楠隼高等学校及び鹿児島市の検査場

(㍿) 配 点 各教科それぞれ 60 点満点 合計 180 点満点

ウ 受検上の注意事項

- (㍿) 問題用紙等が配布されていることを確認すること。
- (㍿) 受検番号は、検査問題及び解答用紙の両方に記入すること。
- (㍿) 印刷不鮮明などについて質問がある場合は、無言で手を挙げること。
- (㍿) 番号や記号で解答するようになっているものは、必ず指定の方法で解答すること。
- (㍿) 数を限定して解答を求められている場合、指定された数より多く解答したものは、減点されることがあるため、注意すること。
- (㍿) 検査中は、声を出さないこと。

- (キ) 不正行為は絶対に行わないこと。
- (ク) 遅刻した者は、直ちに楠隼高等学校長に届け出て指示を受けること。
- (ケ) 検査場に携行できる用具は、次のとおりとし、それ以外は持ち込まないこと。
鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、直定規及びコンパス
※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断される用具の使用は認めない。
- (コ) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末等は絶対に検査場へ持ち込まないこと。また、アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。
- (サ) このほか楠隼高等学校の「受検上の注意事項」によく注意すること。

(2) 面接

ア 実施計画等

- (ア) 楠隼高等学校長は、面接の具体的な実施計画を定め、面接の公正・円滑な実施を期さなければならない。
- (イ) 質問事項、評価項目及び方法等については、楠隼高等学校で定める面接の方針に沿って、十分検討して決定するものとする。
- (ウ) 面接の実施に当たっては、入学志願者の人権に十分配慮しなければならない。
- (エ) 面接の実施に当たっては、受検者の個々の状況を配慮し意欲を引き出す質問をするなど、多面的・多角的に評価できるよう工夫するものとする。

イ 実施方法

面接は、次により行うものとする。

- (ア) 対 象：入学志願者全員
- (イ) 期 日：**令和9年2月2日（火）** 学力検査終了後
- (ウ) 方 法：個人面接又は集団面接

4 選抜結果の通知及び発表等

- (1) 楠隼高等学校長は、入学者選抜の結果について、**令和9年2月5日（金）午前10時以後**、翌日の午前10時までの間、楠隼高等学校のホームページにて合格者を受検番号で発表する。
- (2) 楠隼高等学校長は、入学者選抜の結果について、別途指示する方法で県教育庁高校教育課長に報告するものとする。
- (3) (1)の結果通知で合格だった者（以下「合格者」という。）の手続は次のとおりとする。
 - ア 合格者は、入学する場合は**入学申出書**に、入学を辞退する場合（他の高等学校の入学手続をしようとする場合を含む。）は**入学辞退届**に必要事項を記入し、**令和9年2月8日（月）午後5時まで**に、楠隼高等学校が指定する方法でデータを送信する。
 - イ 楠隼高等学校はデータを受理した後、その旨を、合格者へ電話で連絡する。
 - ウ 合格者は、速やかに入学申出書又は入学辞退届の原本を楠隼高等学校長宛て郵送（速達簡易書留）で提出する（**令和9年2月12日（金）正午（必着）まで**）。
- (4) 入学申出書を提出した者については、楠隼高等学校長が、出身中学校長に入学予定者通知書を送付するものとし、他の高等学校の受検又は手続はできないものとする。

5 調査書

【2】2(6)に規定する調査書については様式4-1を用い、次の注意事項及び作成方法により作成するものとする。

(1) 全般的事項

ア 出身中学校長は、自身を委員長とする作成委員会を構成し、公正を期して、調査書を作成するものとする。

イ 調査書の内容は、**令和8年12月31日現在**で作成する。ただし、証明欄の期日は記載日とする。

ウ 調査書作成に当たっては、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）を基にして記入する。

エ 過年度卒業者の調査書作成に当たっては、指導要録に記載してある記録を記入する。ただし、旧指導要録に該当欄のないものは、記入不要とする。また、旧指導要録と区分が異なるときは、区分を訂正して記入するものとする。

オ 高等学校退学者の調査書作成は出身中学校で行い、旧在籍高等学校の在学中の記録を添付する。

なお、旧在籍高等学校在学中の記録は旧在籍高等学校で作成し、出身中学校長に送付することとし、その内容は退学年月日、退学理由、在学中の出席状況、行動及び学習の記録等とする。

カ やむを得ない事情によって、所定の調査書を提出できない者がいる場合、その理由を付して、調査書に代わる資料を提出することとする。

キ 作成した調査書は、楠隼高等学校が指定する封筒に入れ、厳封（緘印を押印する。）した上で出願者に交付する。

(2) 作成方法

① 学習の記録

ア 「観点別学習状況」欄

別表1-1の(1)から(3)について、第3学年における各教科の目標の観点ごとの実現の状況を判断の上、次の評価基準により記入する。

「A」：「十分満足できる」

「B」：「おおむね満足できる」

「C」：「努力を要する」

イ 「評定」欄

(㊦) 第1学年・第2学年 各教科5段階とし、指導要録に記載してあるものを記入する。

(㊩) 第3学年 各教科5段階で記入する。

ウ 「選択教科」欄

指導要録に記載される方法で評定を記入する。

エ 「総合的な学習の時間の記録」欄

指導要録の記載に基づき、学年ごとに学習活動と評価について簡潔な文章で記入する。

② 行動の記録

主に第3学年について、項目ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合には、欄内に○印を記入する。

③ 出欠の記録

第1学年・第2学年については、指導要録に記載してあるものを記入し、第3学年については**令和8年12月31日現在**で記入する。

① 総合所見及び指導上参考となる諸事項

指導要録等の記載に基づき、以下のような事項などを記入する。

ア 各教科や「総合的な学習の時間」の学習に関する所見

イ 特別活動に関する事実及び所見

ウ 行動に関する所見

エ 進路指導に関する事項

オ 健康の状況に関して、受検上配慮すべき事項

カ 生徒の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動など指導上参考となる諸事項

キ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

※ 学校以外の場（教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関、自宅等）における学習状況に関する事項を含めることができる。

6 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は楠隼高等学校において定めるものとする。

〔4〕 その他

楠隼高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

V 併設型中高一貫教育校（鹿児島玉龍高等学校）

〔1〕募集枠及び出願資格

1 募集枠

併設型中高一貫教育校（鹿児島玉龍高等学校）に係る選抜の募集枠は、募集定員より鹿児島市立鹿児島玉龍中学校からの入学者（120 人以内）を減じた数を上限とする。

2 出願資格

I〔2〕1 の例による。

〔2〕出願及び出願変更

I〔2〕2 及び 3 の例による。

〔3〕「学区外高等学校入学志願許可申請」の手続

I〔2〕4 の例による。

〔4〕「高等学校入学志願学区指定申請」の手続

I〔2〕5 の例による。

〔5〕県外からの志願

I〔2〕6 の例による。

〔6〕保護者の転勤に伴う入学志願の特例

I〔2〕4(5) の例による。

〔7〕選抜

I〔2〕7 及び 8 の例による。

〔8〕推薦入学者選抜

I〔3〕の例による。

〔9〕帰国生徒等の入学者選抜

I〔4〕の例による。

〔10〕第二次入学者選抜

I〔5〕の例による。

〔11〕その他

I 高等学校長は、入学者選抜において不正を発見した場合は、当該入学志願者の入学を取り消すことができる。

II 入学者選抜学力検査における検査結果の情報提供については、鹿児島市教育委員会が定めるところによる。

《その他》

令和９年度鹿児島県県立高等学校入学者選抜学力検査における検査結果の情報提供について

受検者は、口頭で検査結果の情報提供を申し出ることができる。

(1) 提供する内容

令和９年度鹿児島県県立高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）における教科別得点及び合計得点（傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点）とする。

(2) 提供の申出を行うことができる者

学力検査の受検者本人に限って認める。

(3) 提供の申出を行うことができる期間及び時間

令和９年３月15日から４月14日まで（楠隼高等学校入学者選抜学力検査については、令和９年２月10日から４月８日まで）の間とする。ただし、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前８時３０分から午後４時３０分までとする。

(4) 提供する場所

学力検査を受検した県立高等学校とする。

(5) 提供の申出の方法

学力検査を受検した県立高等学校で、口頭にて申し出る。

なお、郵送、電話、ファクシミリ又は電子メールによる申出は、本人の確認が十分にできないため、認めない。

(6) 本人確認の方法

生徒手帳など本人であることを証明する書類（原則として、本人の写真が貼付されていること。）及び受検票の提示を必要とする。

(7) 提供の方法

県立高等学校は本人であることを確認した後、会議室など外部と遮断された場所において、高等学校長が指名した２名の担当者から口頭により伝達する。

(8) 受検者等への周知

受検者等に対しては、情報提供を開始するまでに、中学校や県教育委員会のホームページを通じて周知する。

(9) 提供の記録及び状況報告

県立高等学校長は、情報提供の期間が終了した後、別途指示する方法で高校教育課長へ報告すること。

(別表 1 - 1)

各 教 科 の 評 価 の 観 点

教 科	観 点
国 語	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
社 会	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
数 学	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
理 科	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
音 楽	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
美 術	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
保 健 体 育	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
技術・家庭	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度
外 国 語	(1) 知識・技能
	(2) 思考・判断・表現
	(3) 主体的に学習に取り組む態度

〔県立高校を受検される皆さまへ〕

鹿児島県教育庁高校教育課

令和9年度の県立高校の入学者選抜に係る「入学検定料」の納付方法の変更について

これまで、県立高校の入学者選抜に係る「入学検定料」は、鹿児島県収入証紙により納付することとしていましたが、令和8年9月をもって鹿児島県収入証紙の販売が終了されることに伴い、令和9年度の入学者選抜から、入学検定料の納付方法を下記のとおりに変更します。

- 1 電子申請システムによるオンライン納付(クレジットカード決済)を原則とします。

【電子申請システムによるオンライン納付】

電子申請システムにより申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付した後、納付完了通知書を出し、願書に添付して提出してください。

※ 別添「電子申請システム(オンライン納付)マニュアル」をご確認ください。

電子申請システム(オンライン納付用)二次元コード



全日制



定時制

- 2 やむを得ない理由により、オンライン納付が利用いただけない場合は、以下による納付とします。

【納入通知書による納付】

電子申請システムにより申請を行い、県から送付された納入通知書により、所定の場所で入学検定料を納付し、鹿児島県納入通知書兼領収証書を願書に添付して提出してください。

※ 別添「電子申請システム(納入通知書納付)マニュアル」をご確認ください。

電子申請システム(納入通知書用)二次元コード



全日制



定時制

【収入証紙による納付】

既に購入している場合に限り、使用可とします。なお、使用する場合は、従来どおり、願書の所定の欄に貼付し提出してください。

〔県立高校を受検される皆さまへ〕

高校教育課

「入学検定料」の納付スケジュールについて

● 推薦入学者選抜等出願(出願期間:令和9年1月19日(火)～25日(月)正午)

○ 電子申請システムによるオンライン納付

※ 電子申請システム入力 申請期限は、各中学校が定めた期日とします。

○ 納入通知書による納付

※ 電子申請システム入力 令和8年12月31日(木)まで

申請後、県から送付された納入通知書により、所定の場所で入学検定料を現金で納付してください。領収日付印の入った鹿児島県納入通知書兼領収証書を入学願書に添付する必要があります。

なお、納入通知書に記載された納入期限までに納付してください。



● 一般入学者選抜出願(出願期間:令和9年2月4日(木)～10日(水)正午)

○ 電子申請システムによるオンライン納付

※ 電子申請システム入力 申請期限は、各中学校が定めた期日とします。

○ 納入通知書による納付

※ 電子申請システム入力 令和9年1月22日(金)午後5時まで

申請後、県から送付された納入通知書により、所定の場所で入学検定料を現金で納付してください。領収日付印の入った鹿児島県納入通知書兼領収証書を願書に添付する必要があります。

なお、納入通知書に記載された納入期限までに納付してください。

● 第二次入学者選抜出願(出願期間:令和9年3月17日(水)～18日(木)正午)

○ 電子申請システムによるオンライン納付

※ 電子申請システム入力 申請期限は、各中学校が定めた期日とします。

○ 納入通知書による納付

出願期間の関係上、不可。

やむを得ない理由により、オンライン納付を利用できない場合は、中学校を通じて鹿児島県教育庁高校教育課(099-286-5291)に御相談ください。

◆ 開陽高等学校第3回入学者選抜転入学・編入学・転籍入学者選抜

○ 電子申請システムによるオンライン納付

※ 電子申請システム入力 期限は設けませんが、余裕をもって申請してください。

○ 納入通知書による納付

※ 電子申請システム入力 令和9年1月22日(金)午後5時まで

※ 詳細については、開陽高等学校入学者選抜実施要項を必ず御確認ください。

★★★★「入学検定料」の納付方法の変更に関するQ&A(修正版)★★★★

Q1 入学検定料を複数人分まとめて納付することはできますか。

A1 できません。受検者(保護者)が1人分ずつ納付してください。また、納付完了通知書や鹿児島県納入通知書兼領収証書も1人分ずつ願書に添付して提出してください。

Q2 入学検定料の納付期限はありますか。

A2 11月に納付を開始します。「電子申請システムによるオンライン納付」については、出願期間に間に合うよう余裕をもって、手続きをしてください。なお、「納入通知書による納付」については、納付書の送付まで時間がかかるため、電子申請の期限を設定します(鹿児島県のホームページに掲載します)。早めに手続きをしてください。

Q3 電子申請システムはどこからアクセスできますか。

A3 鹿児島県のホームページからアクセスできます。令和9年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱と併せて、電子申請システムのURL及び二次元コードを、鹿児島県のホームページに掲載します。

Q4 オンライン納付はクレジットカード決済とありますが、電子決済(PayPayやPay-easy等)は利用できますか。

A4 利用できません。クレジットカードのみ利用できます。



Q5 「やむを得ない理由によりオンライン納付を利用できない場合」とは、どのような場合ですか。

A5 クレジットカードを所有していない場合や通信環境等の事情によりオンライン納付が困難な場合を想定しています。

Q6 入学検定料を納付後に、県立高校の受検を取りやめた場合、入学検定料は払い戻してもらえますか。

A6 納付後は理由にかかわらず、払い戻すことはできません。(鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例第14条)

Q7 入学検定料の納付が出願期間に間に合わない可能性がある場合は、どうすればよいですか。

A7 中学校を通じて鹿児島県教育庁高校教育課(099-286-5291)に御相談ください。

Q8 オンライン納付の場合、納付完了通知書を願書にどのように添付すればよいですか。

A8 電子申請システムにより申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付した後、納付完了通知書を出力できます(詳細は電子申請システム(オンライン納付)マニュアルをご確認ください)。出力した納付完了通知書をそのまま願書とともに高校へ提出してください。

Q9 納入通知書による納付の場合、鹿児島県納入通知書兼領収証書を願書にどのように添付すればよいですか。

A9 令和9年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱に、入学検定料(鹿児島県納入通知書兼領収証書)貼付台紙をお示しします。台紙を出力し、鹿児島県納入通知書兼領収証書を貼付して願書とともに高校へ提出してください。

Q10 市立高等学校についても、同様の手続きが必要ですか。

A10 今回の入学検定料の納付方法の変更は、県立高等学校が対象です。市立高等学校については、各市立高等学校又は各市教育委員会へお問い合わせください。

Q11 電子申請システムで入力した志願校と実際の出願校が異なっても問題ありませんか。

A11 問題ありません。